（別記２－２）

入　札　公　告

［単体及び経常ＪＶ対象工事用（総合評価一般競争入札（事後審査方式））］

［ゼロ債務負担行為 活用工事］

［余裕期間 設定工事］

［電子契約対象工事］

~~**［一括審査方式対象工事］**~~

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。なお、本入札は、入札公告（共通編）を用いた建設工事の一般競争入札に係る試行要領（以下「試行要領」という。）の対象であり、入札に参加するために必要な資格等については、本入札公告に定めるもののほか、試行要領第４条の規定に基づく入札公告（共通編）によるものとする。

なお、本件は**総合評価一般競争入札（事後審査方式）による工事、ゼロ債務負担行為を活用した工事、余裕期間を設定した工事、電子契約対象工事及び技術資料の内容が同一の~~一件の工事を対象に、一括して審査を実施する試行工事~~の入札**である。入札にあたっては、本公告２(4)、５（1)、５－２、７、９(3)、９(4)に留意すること。

公告日：令和５年２月２日

茨城県潮来土木事務所長　柏谷　聡

１　担当部局（問い合わせ先）

(1) 担当課・所名	茨城県潮来土木事務所	
(2) 住所	〒３１１－２４２４　　茨城県潮来市潮来１０８６－１	
(3) 担当及び連絡先	道路管理課	担当：技師　関根 電話：０２９９（６２）３７５６
	総務課	担当：係長　岡野 電話：０２９９（６２）３７２４ Email：itado@pref.ibaraki.lg.jp

２　対象工事の内容及び入札契約に関する主要な条件

(1) 工事番号及び工事名	０４県単道修第０４－０４－１７４－９－００２号 道路舗装修繕工事（その１０）
(2)路河川名及び工事場所	主要地方道　成田小見川鹿島港線 神栖市息栖
(3) 工事概要	道路舗装修繕工事　Ｌ＝２７２ｍ 切削オーバーレイ工　Ａ＝１５００ｍ２ 表層（ｔ＝５ｃｍ、再生改質Ⅱ型密粒度Ａｓ（２０）） 中間層（ｔ＝５ｃｍ、再生粗粒度Ａｓ（２０）） 区画線工　Ｌ＝６２０ｍ
(4) 工期	工期：１００日間 なお、本件は「ゼロ債務負担行為を活用する工事における余裕期間設定に係る要領」に基づき余裕期間を設定した工事であり、落札者は余裕期間（契約締結日の翌日から令和５年４月３日までの期間）の範囲で、工期の始期日任意に設定することができる（休日を除く）。ただし、低入札価格調査等により、余裕期間内に契約締結とならなかった場合には、契約締結日の翌日を工期の始期日とする。

	~~なお、本件は「茨城県土木部建設工事余裕期間制度実施要領」に基づき~~**~~余裕期間を設定した工事（発注者指定方式）~~**~~であり、~~**~~工期は　　年　月　日から　　年　月　日までの　　日間とする~~**~~。ただし、低入札価格調査等により、余裕期間内に契約締結とならなかった場合には、契約締結日の翌日を工期の始期日とする。~~ ~~なお、本件は「茨城県土木部建設工事余裕期間制度実施要領」に基づき~~**~~余裕期間を設定した工事（任意着手方式）~~**~~であり、落札者は、余裕期間（契約締結日の翌日から　　年　月　日までの期間）の範囲内で、~~**~~工期の始期日を任意に設定することができる~~**~~（休日を除く。）。ただし、低入札価格調査等により、余裕期間内に契約締結とならなかった場合には、契約締結日の翌日を工期の始期日とする。~~
(5) 建設工事の種類（業種区分）	舗装工事
(6) 予定価格	金　１９，９７６，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）
(7) 総合評価方式の適用の有無	有り 本工事は、施工実績等に加え、企業の新規雇用計画（実績）に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（特別簡易型（Ⅰ））の工事である。
	~~無し~~
(8) 最低制限価格	~~設定する~~
	設定しない
(9) 調査基準価格	設定する（特に、この場合における入札・契約の諸条件については、入札公告（共通編）等により確認しておくこと。）
	~~設定しない~~
(10) 本工事の入札における他工事落札者の参加制限及び他工事の入札における本工事落札者の参加制限	有り　本工事の入札は、同一工種の工事に係る競争入札であり、以下の順により同日に開札する。 ①０４県単道修第０４－０４－１７４－９－００２号 道路舗装修繕工事（その１０） ②０４県単道修第０４－０４－０８６－９－００２号 道路舗装修繕工事（その１１） ③０４県単道修第０４－０４－０９９－９－００２号 道路舗装修繕工事（その１２） ④０４県単道修第０４－０４－０９７－９－００２号 道路舗装修繕工事（その１３） 先行して開札された工事の落札者は、同日に実施されるその後の同一工種の工事の入札に参加できない。この場合においては、既に提出された入札書は開封せず、無効として取り扱う。
	~~無し~~
(11) その他	・　この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。 ~~・　この工事は、「ＩＣＴ活用促進工事」であり、「茨城県土木部が発注するＩＣＴ活用促進工事（舗装工（修繕工））の実施要領」第４条第１項（１）に規定する受注者希望型を適用する。~~

	~~・　この工事は、「完全週休２日制促進工事」であり、「茨城県土木部が発注する完全週休２日制促進工事の実施要領」第４条第１項（２）に規定する受注者希望型を適用する。~~ ~~・　この工事は、「茨城県土木部が発注する快適トイレ普及促進工事の実施要領」の対象工事である。~~ ~~・　この工事は、「建設現場における遠隔臨場に関する試行要領（案）」に規定する発注者指定型の試行工事である。~~
	~~特に無し~~

３　競争参加資格

この工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである（全てを満たすこと）。

(1) 入札参加資格（いずれも満たすこと）	舗装工事について、令和３・４年度建設工事入札参加資格者名簿に登載された格付けがA等級であること。
(2) 施工実績（いずれも満たすこと）	茨城県内において、国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した同種又は類似工事を元請として施工したもののうち、平成２４年４月１日から令和４年３月３１日の期間に竣工した公共工事の実績があること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が２０％以上の場合のものに限る。）。 ※　同種工事とは、アスファルト舗装１，３００ｍ２以上（車道部における１層当たり）を施工した車線規制を伴う道路工事とする。 ※　類似工事とは、同種工事以外のアスファルト舗装を施工した道路工事とする。
(3) 配置予定技術者（いずれも満たすこと）	ア　本工事への専担配置について ~~要（本工事のみの専任配置とすること。ただし、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２６条第３項ただし書又は建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）第２７条第２項に該当する場合はこの限りではない。（３(3)ケ及び５(5)参照））~~ 不要（専任を要しない他工事との兼任を認める） イ　１級土木施工管理技士又は２級土木施工管理技士（土木）の資格を有する等、舗装工事について、建設業法第２６条に規定する主任技術者になり得る者であること。 ~~ウ　建設業法第２６条第２項に基づき監理技術者として配置される場合及び建設業法第２６条第３項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）として配置される場合は、監理技術者資格者証（土木一式工事に対応するもの）を有し、監理技術者講習を修了している者であること。~~ エ　建設業許可における営業所の専任技術者について ~~アにおいて専任配置が「要」とされている場合、営業所の専任技術者である者を配置予定技術者とすることは認めない。~~ アにおいて専任配置が「不要」とされている場合、以下の条件をいずれも満たす営業所の専任技術者に限り、配置予定技術者とすることを認める。 (ア)本工事を落札した場合に契約を締結する営業所に属する営業所の専任技術者であること。 （イ）本工事箇所及び属する営業所が茨城県内にあること。 なお、営業所の専任技術者が本工事の配置予定技術者として申請された場合は、本工事における現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事できることを申請者が証したものとみなす。 オ　建設業許可における建設業法施行規則（昭和２４年建設省令第１４号）

第７条第１号に規定する常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者等（以下「経営業務の管理責任者等」という。）について

~~アにおいて専任配置が「要」とされている場合、経営業務の管理責任者等である者を配置予定技術者とすることは認めない。~~

アにおいて専任配置が「不要」とされている場合、経営業務の管理責任者等である者であっても、配置予定技術者とすることを認める。

カ　直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格確認申請のあった日以前に３月以上の雇用関係がある者であること。ただし、アにおいて「不要」とされている場合は、３月未満の雇用関係であっても認める。

キ　現在他工事に配置されている主任技術者又は監理技術者若しくは監理技術者補佐について

~~アにおいて専任配置が「要」とされている場合、工期の始期日から配置でき、かつ本工事の着手日から専任で配置できること（工期の始期日から着手日の前日までの期間については、専任での配置を要しない。）。ただし、建設業法第２６条第３項ただし書又は建設業法施行令第２７条第２項に該当する場合はこの限りではない。（３(3)ケ及び５(5)参照）~~

アにおいて専任配置が「不要」とされている場合、工期の始期日から配置できること。

ク　本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数（３名まで）の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、競争参加資格確認資料（様式第２号）は、すべての配置予定技術者について作成のうえ、提出するものとする（２(7)において総合評価方式の適用が「有り」とされている場合は、配置予定技術者評価資料（技術資料における様式第４号）についても、すべての配置予定技術者について提出するものとし、配置予定技術者の評価点については各評価項目において最も低い評価を受けたものをもって算定する。）。なお、落札者は、開札後から契約前までの間に１名を選択するものとする。

特例監理技術者の配置を予定する場合は、上記「複数（３名まで）」は、「複数（３名まで（監理技術者補佐を含まない。））」に、上記「開札後から契約までの間に１名を選択するものとする。」は、「開札後から契約までの間に１名を選択し、監理技術者補佐を別に１名専任で配置するものとする。」と読み替える。

ケ　特例監理技術者の配置について

本工事は、特例監理技術者の配置は認めない。

~~本工事は、特例監理技術者の配置を認める工事である。特例監理技術者の配置を行う場合は以下の(1)～(9)【維持工事の場合は(1)～(10)】の要件を全て満たさなければならない。~~

~~(1)　監理技術者補佐を専任で配置すること。~~

~~(2)　監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者（建設業法第７条第２号イ、ロ又はハに該当する者）のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格、学歴若しくは実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。~~

~~なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られること。~~

~~(3)　監理技術者補佐が一級施工管理技士補の場合、当該一級施工管理技士補に係る技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。~~

	~~(4)　監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格確認申請のあった日以前に、３月以上の雇用関係があるものであること。~~ ~~(5)　同一の特例監理技術者が兼務できる工事数は、本工事を含め２件までであること。~~ ~~(6)　特例監理技術者が兼務する工事は、茨城県内の工事であること。~~ ~~(7)特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち合い等の職務を適正に遂行すること。~~ ~~(8)特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。~~ ~~(9)監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。~~ ~~(10)特例監理技術者が兼務できる工事は維持工事※以外の工事でなければならないこと。~~ ~~（※「維持工事」とは24時間体制での応急処理工又は緊急巡回が必要な工事その他通年での社会機能の維持に不可欠な工事。）~~
(4) 営業所の所在地	潮来土木事務所管内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）があること。
(5) 建設業許可	舗装工事について、~~特定建設業の~~許可を受けていること。
(6) 経営事項審査	舗装工事について、契約締結日において、契約締結日から１年７月以内の審査基準日の経営事項審査（建設業法第２７条の２３第１項に定めるものをいう。）を受けている者であること。
(7) 対象工事の設計業務等の受託者との関係（いずれも満たすこと）	~~ア　対象工事の設計業務等の受託者（以下「受託者」という。）でないこと。~~ ~~イ　受託者と資本又は人事面において関連がある者（※）でないこと。~~ ~~※　詳細については、入札公告（共通編）による。~~ 設計業務等の受託者
(8) 共通事項	入札公告（共通編）による。

4　設計図書の閲覧方法

(1) 設計図書の閲覧	設計図書は、インターネット上に公開するので、次のアドレスからダウンロードすること（入札情報サービス）。 URL：http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/ppi.html ※１の担当部局及び公共事業情報センターにおける閲覧は実施しない。
(2)設計図書に関する質疑	ア　設計図書に対する質問がある場合は、簡易な内容確認を除き電子入札システムにより行うこと。なお、回答及び閲覧についても、電子入札システムにより行う。 （電子入札ｼｽﾃﾑURL：http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/nyusatsu.html） ・　質疑受付期間 令和５年２月３日～令和５年２月１３日（休日を除く。） いずれも９時から１６時まで ・　提出先　：担当部局 ・　回答閲覧期間 令和５年２月３日～令和５年２月２７日（休日を除く。） いずれも９時から１６時まで イ　アによりがたい場合は、ファクシミリにより書面を提出すること。ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、電子メールによる提出についても可とする。回答は、書面又は電子メールにより行い、潮来土木事務所に於いて閲覧に供する。

	・　質疑受付期間 令和５年２月３日～令和５年２月１３日（休日を除く。） ・　書面の提出先　：　担当部局に同じ。 ＦＡＸ番号　０２９９－６３－０４７５ ・　回答閲覧期間 令和５年２月３日～令和５年２月２７日（休日を除く。） いずれも９時から１６時まで（正午から１３時までを除く。）
(3) 現場説明会	実施しない。

5　競争参加資格確認申請

この工事の入札参加を希望する者は、あらかじめ競争参加資格確認申請書等を次により提出しなければならない。

(1) 申請方法	「競争参加資格確認資料」（様式第２号）及び「自己採点表兼評価点算定資料一覧表」（技術資料・様式第１号~~・別記様式第０号~~）については、電子入札システム（※）により申請すること。 なお、特例監理技術者の配置を予定する場合は、「特例監理技術者の配置に関する届出書（別添様式）をあわせて電子入札システム（※）により申請すること。この場合、様式第２号の（５）には特例監理技術者となる者を記載すること。 また、電子契約用メールアドレス確認書（別添様式）に、電子契約の希望の有無及び電子契約用のメールアドレス等を記載すること。 ※画像ファイル（．ｔｉｆ）等で提出すること。 それ以外の資料等については、紙媒体（書留郵便）により申請を行うこととするが、画像ファイル等に変換して提出できる場合（ファイル容量が２メガバイト以内）は、電子入札システムにより提出して差し支えない。 ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、紙媒体（書留郵便）ではなく、電子メール（画像ファイル）による提出についても可とする。 （電子入札ｼｽﾃﾑURL：http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/nyusatsu.html）
(2) 申請期間	ア　受付開始：令和５年２月１４日（火）　９時００分 イ　締切　　：令和５年２月１６日（木）１７時００分（必着） ※休日は申請を受け付けない。
(3) 申請時の提出書類	ア　添付の様式「競争参加資格確認資料」（様式第２号） （承認を受けたうえ紙申請とする場合は、様式第１号についても作成のうえ、併せて申請（提出）すること。） イ　５－２(1)に示す技術資料（総合評価方式関連） ウ　競争参加資格確認資料（様式第２号）２／２面　作成要領２(1)～(3)の資料 エ　必要に応じ、(4)に係る申請書（主任（監理）技術者重複申請書）、(5)に係る届出書（主任技術者の兼務届） オ　特例監理技術者の配置に関する届出書（別添様式） 特例監理技術者の配置を予定する場合のみ カ　電子契約用メールアドレス確認書（別添様式）
(4) 配置予定技術者の重複申請	同一の配置予定技術者により、本工事を含めた複数の工事において参加申請しようとする場合には、以下により申請すること。ただし、２(10)において、本工事の落札者が入札に参加できないとされている場合又は別の工事の落札者が本工事の入札に参加できないとされている場合、それら工事に対し、本工事と同一の配置予定技術者により申請しようとするときは、この手続きを要しない。

	ア　この工事の配置予定技術者が、他の工事の配置予定技術者と重複する場合には、主任（監理）技術者重複申請書を提出すること（(3)と併せて、申請（提出）すること）。 イ　他の工事を落札したことにより、申請した配置予定技術者を本工事に配置できなくなった場合には、「競争参加資格確認申請書・入札参加申込書取下げ書」を開札日時までに提出すること（紙媒体（※）により提出すること）。 ウ　イの提出が入札書の提出後となった場合においては、当該入札は競争参加資格のない者が行ったものとし、無効として取り扱う。 ※　郵送による場合には書留郵便によること。なお、緊急やむを得ないと認められる場合には、担当部局に電話による連絡をし、取下げ書をファクシミリにより提出した上で、速やかに書面を郵送すること。ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、**書留郵便ではなく、**電子メール（画像ファイル）による提出についても可とする。
(5)専任を要する工事における配置予定技術者の兼務の届出書	３(3)において建設業法施行令第２７条第２項に該当する場合とは、下記のすべてに該当する場合とし、兼務を認める。 (1)兼務する工事のうち、いずれかが災害復旧工事であり、かつ工事現場が同一市町村内（神栖市）であること。 (2)兼務するいずれの工事においても監理技術者ではないこと。 (3)建設業法に規定する経営業務の管理責任者等及び営業所の専任技術者でないこと。 (4)本工事、兼務する工事及び他の工事の現場代理人でないこと。 他の工事に配置されている技術者を本工事の配置予定技術者として申請する場合には、上記基準を満たしていることを確認のうえ、「主任技術者の兼務届」を提出すること((3)と併せて、紙媒体等により申請(提出)すること)。 なお、配置予定技術者の重複申請を実施している場合において、他の工事を落札したことにより、兼務が必要となった場合には、開札日時までに「主任技術者の兼務届」を提出すること。
(6) 共通事項	入札公告（共通編）による。

５－２　総合評価方式に係る技術資料

５の競争参加資格確認申請に併せ、土木部総合評価方式試行要領に基づき、当該工事に関する施工能力等の審査及び価格以外の評価を行うために必要な資料（以下「技術資料」という。）の提出を求める。

(1)提出を求める技術資料	ア　自己採点表兼評価点算定資料一覧表（様式第１号） イ　工事成績評定評価対象工事資料（様式第２号） ウ　施工実績評価資料（様式第３号） ~~エ　配置予定技術者評価資料（様式第４号）~~ オ　災害協定に基づく地域貢献実績評価資料（様式第６号） カ　地域活動（ボランティア）実績評価資料（様式第７号） ~~キ　企業の新規雇用実績（様式第１４号）~~ ク　若手又は女性技術者の配置（様式第１５号） ケ　登録基幹技能者の配置（様式第１６－１号） ~~コ　災害時の基礎的事業継続力認定資料（様式第１７号）~~ ~~サ　ICT施工技術の活用計画書（様式第１８号）~~ シ　週休２日制工事の施工実績（様式第１９号） ス　防疫協定に基づく防疫業務実績評価資料（様式第２０号） ~~セ　技術資料の一括提出申請書（別記様式第０号）~~

	~~なお、２（10）の複数工事に参加をする場合、上記ア～スの資料は、参加を希望する工事のうち、順番の早い工事にのみ添付すること。~~
(2) 提出方法	５(1)に同じ。（５の書類と併せて提出すること。）
(3) 提出期間	５(2)に同じ。
(4) 提出した技術資料の変更の可否	提出された技術資料の変更は認めない。
(5)技術資料の評価方法等	ア　評価点の算定基準は、添付の「評価項目及び評価基準」による。 イ　評価については、提出された自己採点表と入札結果をもとに、入札参加者全員の仮の評価値を算出し、１位となった入札参加者（落札候補者）のみ、自己採点表と技術資料を審査することにより、落札者を決定する。 ウ　自己評点の根拠が、技術資料及び添付資料から確認できない場合は、その評価項目の評価点は０点とする。 エ　自己評点の根拠が、技術資料及び添付資料から確認できる場合であっても、自己評点が本来得られる点より高い場合は、その評価項目の評価点は本来の評価点とする。 オ　自己評点の根拠が、技術資料及び添付資料から確認できる場合であっても、自己評点が本来得られる点より低い場合は、その評価項目の評価点は自己評点どおりとする。 カ　その他の評価方法及び落札者の決定基準については、入札公告（共通編）による。
(6) 競争参加資格に関する事項	技術資料の審査結果によっては、競争参加資格を認めないことがある。

6　入札手続等

(1) 入札方法	原則、電子入札システムにより入札すること。 （電子入札ｼｽﾃﾑURL：http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/nyusatsu.html）
(2) 入札期間	ア　受付開始：令和５年２月２２日（水）　９時００分 イ　締切　　：令和５年２月２７日（月）１７時００分（必着） ※休日は入札を受け付けない。
(3) 入札金額	ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。 イ　入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。また、入札金額の入力ミス等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札価格の無効の訴えを提起できないものとする。
(4) 入札時の添付書類	入札の際に、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める（入札書の提出と併せて、電子入札システム(※)により提出すること）。 ※Excel形式を使用するものとし、「提出用ファイル作成ツール」を使用し、テキストファイル（．ｔｉｆ）に変換して提出する。
(5) 競争入札執行（開札）の日時（予定）	令和５年２月２８日（火）９時００分から なお、上記日時の開札で決定されるのは落札候補者のみであり、落札決定（技術資料を審査・評価をして落札者を決定）は、令和５年３月７日（火）９時から１７時を予定している。 ※　開札後、落札決定前までに他の工事を落札したことにより、申請した配置予定技術者を本工事に配置できなくなった場合には、入札は無効と

	なるため、申請にあたっては配置予定技術者に十分留意すること。
(6) 入札参加者の立会	電子入札のため、入札参加者の立会いは要しない。ただし、入札参加者が立会いを希望する場合は、立ち会うことができる。
(7) 入札参加者が1者のみの場合	入札の執行を取り止める。
	~~有効な入札として取り扱う。~~
(8) 共通事項（落札者の決定方法等）	入札公告（共通編）による。

7　開札後に**調査基準価格を下回る額で入札した参加者**が提出する資料

(1) 提出書類	ア　開札の結果、調査基準価格を下回る額で入札した参加者については、担当部局から「低入札価格調査制度実施運営要領」第６条第１項に掲げる①から⑮の各調査表の提出を求める（ただし、⑬～⑮の資料の提出は任意とする。）ので、所定の期日までに担当部局まで提出すること。 イ　アの場合において、一部でも各調査表を提出しなかった者は失格とする。 ウ　アの提出方法については、原則郵送（書留に限る。）により送付すること。 エ　担当部局の了解を得た場合に限り、ウによらず、持参又は電子メールによる調査票の提出も可とする。
(2) 留意事項	(1)の書類に基づき、事情聴取を行う際には、別途担当部局から連絡するので、調査に協力すること。 なお、期日までに調査表の提出がない場合や、事情聴取に応じない場合等、不誠実な行為については、失格としたうえ、指名停止等の措置を行います。

8　技術資料の審査及び評価完了後に落札候補者となったものが提出する資料

(1) 提出書類	速やかに、下記の資料をファクシミリ等で発注機関に提出すること。 ・　契約締結（予定）日から１年７月以内の審査基準日の経営事項審査を受審したことを証する書面（共同企業体の場合は、全ての構成員に係るもの）
(2) 留意事項	(1)の書類を提出しない者のした入札は無効とする。 (1)の書類を参加申請時等に画像ファイル等に変換して提出できる場合（ファイル容量が２メガバイト以内）は、事前に電子入札システムにより提出して差し支えない。

9　その他、入札契約に関する諸条件

(1) 入札保証金	免除する。
(2) 契約保証金	納付を要する。ただし、利付国債、利付茨城県債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に変えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
(3) 前払金、中間前払金、部分払い	詳細については、入札公告（共通編）による。 なお、本件は「債務負担行為」による工事であるが、契約初年度の支払限度額が設定されていない工事である。このため、**契約初年度は、前払金、中間前払金及び部分払金の支払請求ができないこと**に留意すること。
(4) 契約書	建設工事請負契約書（茨城県建設工事執行規則（昭和４３年茨城県規則第６９号）様式第２号）により、契約書を作成するものとする。

<table>
<tr><td></td><td colspan="2">なお、落札者は、契約締結までに、<u>工期の始期日を決定し、契約締結までに発注者に別添様式により通知</u>すること（低入札価格調査等により余裕期間内に契約締結ができない場合は不要とする。）。

ただし、電子契約を希望する場合は以下によるものとする。
(1) 契約書等の様式を、以下のアドレスからダウンロードして作成し、契約書の案、契約保証金の納付を証する書類の写し又は契約保証金に代わる担保の写し（保証事業会社の保証証書等）及び課税事業者届出書（又は免税事業者届出書）を、落札の通知を受けた日から５日以内（土日及び休日を含まない。）に潮来土木事務所総務課へ電子メールで送付すること。
なお、回線の不具合等により手続を完了できない場合は、速やかに（契約）課まで申し出ること。
(2) 契約締結決議終了後、潮来土木事務所総務課からの連絡があるので、落札者（契約の相手方）は電子契約サービスにより契約締結を行うこと。
なお、電子契約サービスの使用方法については、以下のアドレスから手順書を確認すること。
建設業担当ホームページメニューURL：
https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kanri/kensetsu/kennsetugyoutanntouho-mupe-jimenu.html</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(5) 議会の議決</td><td colspan="2">不要</td></tr>
<tr><td>~~要~~</td><td>~~この公告に係る契約は、地方自治法（昭和２２年法律第６７条）第９６条第１項に規定する議会の議決を要する。~~
~~なお、この場合においては、落札者となった者は本県と仮契約を締結することとし、仮契約の相手方が仮契約締結後県議会の議決までの間に競争参加資格の要件を満たさなくなったとき又は県が茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置要件に該当すると認めたとき若しくは指名停止措置を行ったときは、県は仮契約を解除することができる。この場合、県は契約解除に伴う損害賠償の責めを一切負わない。~~</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(6) 契約の効力</td><td colspan="2">(5)において、議会の議決が「不要」とされている場合、契約日から本契約とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">~~(5)において、議会の議決が「要」とされている場合、本工事に係る工事請負契約については、地方自治法第９６条第１項第５号の規定による県議会の議決を得た日から本契約とする。~~</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(7) 建設リサイクル関連</td><td colspan="2">ア　この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であるため、設計図書等に記載された処理方法及び処分場所等を参考にしたうえで入札すること。
イ　契約に当たり、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化に要する費用を契約書に記載する必要があることから、落札者は落札決定後に発注者と協議すること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">~~特に無し~~</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(8)火災保険付保険の要否</td><td colspan="2">~~要する~~</td></tr>
<tr><td colspan="2">不要とする</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(9) 関連工事の随意契約予定</td><td colspan="2">本工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定</td></tr>
<tr><td>~~有り~~</td><td>無し</td></tr>
</table>

(10) 最低制限価格又は調査基準価格の算定に係る留意事項	無し
	~~有り~~ ~~ア~~ ~~イ~~
(11) 共通事項	入札公告（共通編）による。

１０　その他

(1) 入札公告（共通編）については、以下のアドレスに公告する。

URL：http://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kanri/kensetsu/menue/koukokukyoutsuuhen/

※：公告日に応じ、適用となる入札公告（共通編）が変わることに注意。

(2) 本公告文において、取り消し線[例：~~入札公告~~]が付された部分については、入札公告としての効力を有しないものとする。

本件責任者：氏名	連絡先
担　当　者：氏名	連絡先

（様式第１号）（その１）単体用

競争参加資格確認申請書

年　　月　　日

殿

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

年　月　日付けで公告のありました
工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。
成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

１　競争参加資格確認資料（様式第２号）

２　競争参加資格の裏付資料（入札公告において、競争参加資格確認申請に併せ提出を求めているもののみ）

（注）　この様式は、承認をうけ、紙媒体により申請書を提出する場合にのみ使用すること。

本件責任者：氏名	連絡先
担　当　者：氏名	連絡先

（様式第１号）（その２）経常建設共同企業体用又は特定建設工事共同企業体用

競争参加資格確認申請書

年　月　日

殿

名称　　（経常又は特定）建設（工事）共同企業体

代表構成員　住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

構成員　住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

年　月　日付けで公告のありました
工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。
なお、成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

１　競争参加資格確認資料（様式第２号）

２　競争参加資格の裏付資料（入札公告において、競争参加資格確認申請に併せ提出を求めているもののみ）

（注）　この様式は、承認をうけ、紙媒体により申請書を提出する場合にのみ使用すること。

（様式第２号）（１／２　面）

競争参加資格確認資料

入札希望　　工事名　：
　　工事場所：

商号又は名称

（１）対象工事に係る総合点数			点
（２）対象工事に係る年間平均完成工事高			億円
（３）同種又は類似工事施工実績	工事名		
	工事場所		
	発注者名		
	契約金額		
	工　期		
	受注形態	単体・経常ＪＶ（出資比率）・特定ＪＶ（出資比率）	
	構造形式		
	規模･寸法		
	使用機材・数量		
	その他特記事項		
（４）県工事の施工実績	工事名		契約金額
	工事場所		工期　年　月～　年　月
（５）技術者の資格・経験等	現住所	氏名	年齢
	所属会社・勤務課所		
	資格（名称・取得年・登録番号）		
	営業所の専任技術者であるか		（該当）　有・無
	経営業務の管理責任者等であるか		（該当）　有・無
	工事経歴の概要	工事名	発注者名
		工事場所	契約金額
		工期　年　月～　年　月	当時の役職
		工事内容	
（６）建設業法に基づく主たる営業所（本店）又は営業所（支店等）の所在地			
（７）更生手続き開始の申立てがなされている者又は再生手続き開始の申立てがなされている者か（茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く）			（該当）有・無
（８）対象工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がある者か			（該当）有・無
（９）対象工事に係る許可の種類			特・般
(10)			

この書類の記載責任者・連絡先
　　商　　号　　：
　　氏名（ふりがな）：
　　所　　属　　：
　　電　話　番　号　：
　　ＦＡＸ番　号　：
　　Ｅ－ｍａｉｌ　：

作成要領（単体及び経常ＪＶ用）

１　１／２面（１）～（６）には、公告において明示された競争参加資格があることを示す必要最小限の事項について記載すること。（競争参加資格要件として付されていない条件に係るものは空欄で可）

２　**入札公告に示された時期、方法により、次の⑴～⑷の書類（競争参加資格の裏付資料）を提出**すること。ただし、**競争参加資格要件として付されていない条件に係るものは除く。**

⑴ 施工実績の確認に要する書類

工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）に登録された当該工事の登録内容確認書（以下「登録内容確認書」という。）又は契約書（又はこれに準ずるもの）の写し

＊　登録内容確認書で工事概要等の判断が困難な場合には、工事概要書及び施工図面等の写しを添付すること。

＊　登録内容確認書は、竣工時のものに限る。（⑵において同じ。）

⑵ 配置予定技術者の資格・施工経験の確認に要する書類

・資格認定証明書、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了履歴の写し

・登録内容確認書

⑶ 配置予定技術者との雇用関係を証する書類（健康保険被保険者証等）

＊　健康保険被保険者証の写しはあらかじめ被保険者記号・番号の部分にマスキングを施した状態で提出すること。

⑷ 契約締結（予定）日から１年７月以内の審査基準日の経営事項審査を受審したことを証する書面（共同企業体の場合は、全ての構成員に係るもの）。

３　１／２面の（３）同種又は類似工事施工実績、（４）県工事の施工実績には、公告において明示した期間内に竣工したものを記載すること。

４　１／２面（７）以下の右欄には該当するものに○印を付すること。

５　この確認資料は、共同企業体の場合、すべての構成員について作成すること。

６　紙入札方式を承認された者を除き、この様式（１／２面）は電子ファイル(※)として提出すること。添付書類は紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）で提出することとするが、画像ファイル等に変換して提出できる場合（ファイル容量が２メガバイト以内）は、電子入札システムにより提出して差し支えない。ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、**紙媒体（書留郵便）ではなく、**電子メール（画像ファイル）による提出についても可とする。

なお、郵送（書留郵便）又は電子メールにより提出しようとする場合、次の内容を記載した目録（電子ファイル）をこの様式（１／２面）と併せて電子入札システムにより(※)提出すること（様式は任意とする。）。

⑴ 郵送等により送付する旨の表示

⑵ 郵送等により送付する書類の目録

⑶ 郵送等により送付する書類のページ数

⑷ 発送（送付）年月日

※：Word 形式でファイルを作成後、テキストファイルで提出すること。

本件責任者：氏名	連絡先
担　当　者：氏名	連絡先

（別添様式）

特例監理技術者の配置に関する届出書

年　　月　　日

殿

住　　所
商号又は名称
代表者氏名

建設業法第２６条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）及び監理技術者を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）の配置について、下記のとおり届け出ます。

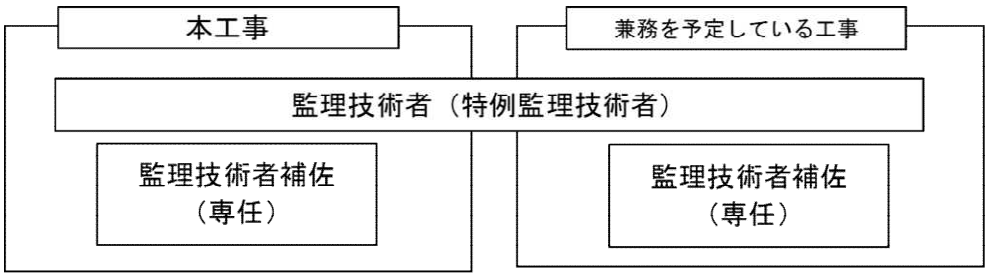

特例監理技術者		氏名	
本工事	工事名		
	監理技術者補佐	現住所　　氏名　　年齢	
		所属会社・勤務箇所	
		営業所の専任技術者であるか	（該当）　有　・　無
		経営業務の管理責任者であるか	（該当）　有　・　無
	監理技術者補佐の要件 １又は２を満たすこと	１　一級施工管理技士補であり、かつ主任技術者の要件を満たしている	
		①　一級施工管理技士補 名称（検定種目）・取得年・登録番号：	
		②　主任技術者となる資格もしくは実務経験 資格（名称・取得年・登録番号）： 実務経験：	
		２　監理技術者の資格要件を満たしている 資格名（名称・取得年・登録番号）：	
	監理技術者補佐の雇用関係	監理技術者補佐は受注者と３か月以上の雇用関係がある ・健康保険被保険者証等で確認	
	監理技術者補佐が行う業務内容		
兼務を予定している工事	発注者		
	担当部署		
	担当者及び連絡先		
	工事名		
	施工場所		
	工事内容		
	維持工事に該当	（該当）　有　・　無	
	工期		
	監理技術者補佐の氏名		

※資格者証等の写し、雇用関係が確認できる書類の写しを添付

（別添様式）

電子契約用メールアドレス確認書

電子契約を　希望する。
　　希望しない。

（※希望する方に、〇を付けてください。なお、希望する場合は、以下も記入してください。）

茨城県と立会人型電子契約サービスを利用して行う契約において、契約締結に利用するメールアドレスは、次のとおりとする。

担当者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

e-mail＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

契約締結権限者　役職＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

e-mail＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

殿

令和　　年　　月　　日

住　所

法人名

代表取締役氏名

（個人の場合は、氏名）

【重要】電子契約における留意事項

(1)発注者の承認を得て紙入札を行う場合において、電子契約を希望する場合は必ず代表取締役等契約締結権限のある方が自署してください。

(2)担当者と契約締結権限者のメールアドレスは原則異なるものを記載してください。

(3)フリーメール（無料でメールアドレス（アカウント）を取得し、ブラウザ上でメールのやり取りができるサービス）で電子契約を利用できません。なお、主なフリーメールは以下のものがあります。

代表的なサービス名	ドメイン名
Yahoo!メール	@yahoo.co.jp
Gmail	@gmail.com
Outlook.com	@outlook.jp、@outlook.com、@hotmail.co.jp、@live.jp
AOL メール	@aol.jp

本件責任者：氏名	連絡先
担　当　者：氏名	連絡先

（別添様式）

工期の始期日通知書

年　　月　　日

（発注者）　殿

住所
商号又は名称
氏名

茨城県土木部建設工事余裕期間制度実施要領第５条第５項に基づき、次のとおり工期の始期日を定めたので通知します。

工事番号及び工事名	
工事場所	
工期の始期日	
契約工期	年　　月　　日　から 年　　月　　日　まで　　日間

※契約締結までに提出すること。
※官公庁の休日（土日・祝祭日・年末年始休暇等）を、工期の始期日としないこと。
※契約書には、本通知書により通知した工期を記載するものとする。

【余裕期間設定工事（任意着手方式）の場合に、本表を添付すること。】

（別記２－２）

入　札　公　告

［単体及び経常ＪＶ対象工事用（総合評価一般競争入札（事後審査方式））］

［ゼロ債務負担行為 活用工事］

［余裕期間 設定工事］

［電子契約対象工事］

~~**［一括審査方式対象工事］**~~

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。なお、本入札は、入札公告（共通編）を用いた建設工事の一般競争入札に係る試行要領（以下「試行要領」という。）の対象であり、入札に参加するために必要な資格等については、本入札公告に定めるもののほか、試行要領第４条の規定に基づく入札公告（共通編）によるものとする。

なお、本件は**総合評価一般競争入札（事後審査方式）による工事、ゼロ債務負担行為を活用した工事、余裕期間を設定した工事、電子契約対象工事及び技術資料の内容が同一の　件の工事を対象に、一括して審査を実施する試行工事の入札**である。入札にあたっては、本公告２(4)、５（1)、５－２、７、９(3)、９(4)に留意すること。

公告日：令和５年２月２日

茨城県潮来土木事務所長　柏谷　聡

１　担当部局（問い合わせ先）

(1) 担当課・所名	茨城県潮来土木事務所	
(2) 住所	〒３１１－２４２４　　茨城県潮来市潮来１０８６－１	
(3) 担当及び連絡先	道路管理課	担当：係長　井坂 電話：０２９９（６２）３７５６
	総務課	担当：主事　萩原 電話：０２９９（６２）３７２４ Email：itado@pref.ibaraki.lg.jp

２　対象工事の内容及び入札契約に関する主要な条件

(1) 工事番号及び工事名	０４県単道修第０４－０４－０８６－９－００２号 道路舗装修繕工事（その１１）
(2)路河川名及び工事場所	一般県道　荒井行方線 鹿嶋市和
(3) 工事概要	道路舗装修繕工事　Ｌ＝３８０ｍ 路面切削工（ｔ＝５ｃｍ）　Ａ＝２６００ｍ２ 表層工（ｔ＝５ｃｍ、再生改質Ⅱ型密粒度Ａｓ（２０））　Ａ＝２６００ｍ２ 区画線工　Ｌ＝１１４０ｍ
(4) 工期	工期：１００日間 なお、本件は「ゼロ債務負担行為を活用する工事における余裕期間設定に係る要領」に基づき余裕期間を設定した工事であり、落札者は余裕期間（契約締結日の翌日から令和５年４月３日までの期間）の範囲で、工期の始期日任意に設定することができる（休日を除く）。ただし、低入札価格調査等により、余裕期間内に契約締結とならなかった場合には、契約締結日の翌日を工期の始期日とする。 ~~なお、本件は「茨城県土木部建設工事余裕期間制度実施要領」に基づき~~**余**

	~~裕期間を設定した工事（発注者指定方式）~~~~であり、~~**~~工期は　　年　月　日から　　年　月　日までの　　日間とする~~**~~。ただし、低入札価格調査等により、余裕期間内に契約締結とならなかった場合には、契約締結日の翌日を工期の始期日とする。~~ ~~なお、本件は「茨城県土木部建設工事余裕期間制度実施要領」に基づき~~**~~余裕期間を設定した工事（任意着手方式）~~**~~であり、落札者は、余裕期間（契約締結日の翌日から____年__月__日までの期間）の範囲内で、~~**~~工期の始期日を任意に設定することができる~~**~~（休日を除く。）。ただし、低入札価格調査等により、余裕期間内に契約締結とならなかった場合には、契約締結日の翌日を工期の始期日とする。~~
(5) 建設工事の種類（業種区分）	舗装工事
(6) 予定価格	金　１９，９６５，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）
(7) 総合評価方式の適用の有無	有り 本工事は、施工実績等に加え、企業の新規雇用計画（実績）に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（特別簡易型（Ⅰ））の工事である。
	~~無し~~
(8) 最低制限価格	~~設定する~~
	設定しない
(9) 調査基準価格	設定する（特に、この場合における入札・契約の諸条件については、入札公告（共通編）等により確認しておくこと。）
	~~設定しない~~
(10) 本工事の入札における他工事落札者の参加制限及び他工事の入札における本工事落札者の参加制限	有り　本工事の入札は、同一工種の工事に係る競争入札であり、以下の順により同日に開札する。 ①０４県単道修第０４－０４－１７４－９－００２号 道路舗装修繕工事（その１０） ②０４県単道修第０４－０４－０８６－９－００２号 道路舗装修繕工事（その１１） ③０４県単道修第０４－０４－０９９－９－００２号 道路舗装修繕工事（その１２） ④０４県単道修第０４－０４－０９７－９－００２号 道路舗装修繕工事（その１３） 先行して開札された工事の落札者は、同日に実施されるその後の同一工種の工事の入札に参加できない。この場合においては、既に提出された入札書は開封せず、無効として取り扱う。
	~~無し~~
(11) その他	・　この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。 ~~・　この工事は、「ＩＣＴ活用促進工事」であり、「茨城県土木部が発注するＩＣＴ活用促進工事（舗装工（修繕工））の実施要領」第４条第１項（１）に規定する受注者希望型を適用する。~~ ~~・　この工事は、「完全週休２日制促進工事」であり、「茨城県土木部が発~~

	~~注する完全週休２日制促進工事の実施要領」第４条第１項（２）に規定する受注者希望型を適用する。~~ ~~・　この工事は、「茨城県土木部が発注する快適トイレ普及促進工事の実施要領」の対象工事である。~~ ~~・　この工事は、「建設現場における遠隔臨場に関する試行要領（案）」に規定する発注者指定型の試行工事である。~~
	~~特に無し~~

３　競争参加資格

この工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである（全てを満たすこと）。

(1) 入札参加資格（いずれも満たすこと）	舗装工事について、令和３・４年度建設工事入札参加資格者名簿に登載された格付けがA等級であること。
(2) 施工実績（いずれも満たすこと）	茨城県内において、国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した同種又は類似工事を元請として施工したもののうち、平成２４年４月１日から令和４年３月３１日の期間に竣工した公共工事の実績があること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が２０％以上の場合のものに限る。）。 ※　同種工事とは、アスファルト舗装１，３００ｍ２以上（車道部における１層当たり）を施工した車線規制を伴う道路工事とする。 ※　類似工事とは、同種工事以外のアスファルト舗装を施工した道路工事とする。
(3) 配置予定技術者（いずれも満たすこと）	ア　本工事への専任配置について ~~要（本工事のみの専任配置とすること。ただし、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２６条第３項ただし書又は建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）第２７条第２項に該当する場合はこの限りではない。（３(3)ケ及び５(5)参照））~~ 不要（専任を要しない他工事との兼任を認める）
	イ　１級土木施工管理技士又は２級土木施工管理技士（土木）の資格を有する等、舗装工事について、建設業法第２６条に規定する主任技術者になり得る者であること。
	~~ウ　建設業法第２６条第２項に基づき監理技術者として配置される場合及び建設業法第２６条第３項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）として配置される場合は、監理技術者資格者証（土木一式工事に対応するもの）を有し、監理技術者講習を修了している者であること。~~
	エ　建設業許可における営業所の専任技術者について ~~アにおいて専任配置が「要」とされている場合、営業所の専任技術者である者を配置予定技術者とすることは認めない。~~ アにおいて専任配置が「不要」とされている場合、以下の条件をいずれも満たす営業所の専任技術者に限り、配置予定技術者とすることを認める。 （ア）本工事を落札した場合に契約を締結する営業所に属する営業所の専任技術者であること。 （イ）本工事箇所及び属する営業所が茨城県内にあること。 なお、営業所の専任技術者が本工事の配置予定技術者として申請された場合は、本工事における現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事できることを申請者が証したものとみなす。
	オ　建設業許可における建設業法施行規則（昭和２４年建設省令第１４号）第７条第１号に規定する常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐す

る者等（以下「経営業務の管理責任者等」という。）について

~~アにおいて専任配置が「要」とされている場合、経営業務の管理責任者等である者を配置予定技術者とすることは認めない。~~

アにおいて専任配置が「不要」とされている場合、経営業務の管理責任者等である者であっても、配置予定技術者とすることを認める。

カ　直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格確認申請のあった日以前に３月以上の雇用関係がある者であること。ただし、アにおいて「不要」とされている場合は、３月未満の雇用関係であっても認める。

キ　現在他工事に配置されている主任技術者又は監理技術者若しくは監理技術者補佐について

~~アにおいて専任配置が「要」とされている場合、工期の始期日から配置でき、かつ本工事の着手日から専任で配置できること（工期の始期日から着手日の前日までの期間については、専任での配置を要しない。）。ただし、建設業法第２６条第３項ただし書又は建設業法施行令第２７条第２項に該当する場合はこの限りではない。（３(3)ケ及び５(5)参照）~~

アにおいて専任配置が「不要」とされている場合、工期の始期日から配置できること。

ク　本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数（３名まで）の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、競争参加資格確認資料（様式第２号）は、すべての配置予定技術者について作成のうえ、提出するものとする（２(7)において総合評価方式の適用が「有り」とされている場合は、配置予定技術者評価資料（技術資料における様式第４号）についても、すべての配置予定技術者について提出するものとし、配置予定技術者の評価点については各評価項目において最も低い評価を受けたものをもって算定する。）。なお、落札者は、開札後から契約前までの間に１名を選択するものとする。

特例監理技術者の配置を予定する場合は、上記「複数（３名まで）」は、「複数（３名まで（監理技術者補佐を含まない。））」に、上記「開札後から契約までの間に１名を選択するものとする。」は、「開札後から契約までの間に１名を選択し、監理技術者補佐を別に１名専任で配置するものとする。」と読み替える。

ケ　特例監理技術者の配置について

本工事は、特例監理技術者の配置は認めない。

~~本工事は、特例監理技術者の配置を認める工事である。特例監理技術者の配置を行う場合は以下の(1)～(9)【維持工事の場合は(1)～(10)】の要件を全て満たさなければならない。~~

~~(1)　監理技術者補佐を専任で配置すること。~~

~~(2)　監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者（建設業法第７条第２号イ、ロ又はハに該当する者）のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格、学歴若しくは実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。~~

~~なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られること。~~

~~(3)　監理技術者補佐が一級施工管理技士補の場合、当該一級施工管理技士補に係る技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。~~

~~(4)　監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係があり、~~

	~~競争参加資格確認申請のあった日以前に、３月以上の雇用関係があるものであること。~~ ~~(5)　同一の特例監理技術者が兼務できる工事数は、本工事を含め２件までであること。~~ ~~(6)　特例監理技術者が兼務する工事は、茨城県内の工事であること。~~ ~~(7)特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち合い等の職務を適正に遂行すること。~~ ~~(8)特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。~~ ~~(9)監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。~~ ~~(10)特例監理技術者が兼務できる工事は維持工事※以外の工事でなければならないこと。~~ ~~（※「維持工事」とは24時間体制での応急処理工又は緊急巡回が必要な工事その他通年での社会機能の維持に不可欠な工事。）~~
(4) 営業所の所在地	潮来土木事務所管内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）があること。
(5) 建設業許可	舗装工事について、~~特定建設業の~~許可を受けていること。
(6) 経営事項審査	舗装工事について、契約締結日において、契約締結日から１年７月以内の審査基準日の経営事項審査（建設業法第２７条の２３第１項に定めるものをいう。）を受けている者であること。
(7) 対象工事の設計業務等の受託者との関係（いずれも満たすこと）	~~ア　対象工事の設計業務等の受託者（以下「受託者」という。）でないこと。~~ ~~イ　受託者と資本又は人事面において関連がある者（※）でないこと。~~ ~~※　詳細については、入札公告（共通編）による。~~ 設計業務等の受託者
(8) 共通事項	入札公告（共通編）による。

4　設計図書の閲覧方法

(1) 設計図書の閲覧	設計図書は、インターネット上に公開するので、次のアドレスからダウンロードすること（入札情報サービス）。 URL：http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/ppi.html ※１の担当部局及び公共事業情報センターにおける閲覧は実施しない。
(2)設計図書に関する質疑	ア　設計図書に対する質問がある場合は、簡易な内容確認を除き電子入札システムにより行うこと。なお、回答及び閲覧についても、電子入札システムにより行う。 （電子入札ｼｽﾃﾑURL：http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/nyusatsu.html） ・　質疑受付期間 令和５年２月３日～令和５年２月１３日（休日を除く。） いずれも９時から１６時まで ・　提出先　：担当部局 ・　回答閲覧期間 令和５年２月３日～令和５年２月２７日（休日を除く。） いずれも９時から１６時まで イ　アによりがたい場合は、ファクシミリにより書面を提出すること。ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、電子メールによる提出についても可とする。回答は、書面又は電子メールにより行い、潮来土木事務所に於いて閲覧に供する。 ・　質疑受付期間

	令和５年２月３日～令和５年２月１３日（休日を除く。） ・　書面の提出先　：　担当部局に同じ。 ＦＡＸ番号　０２９９－６３－０４７５ ・　回答閲覧期間 令和５年２月３日～令和５年２月２７日（休日を除く。） いずれも９時から１６時まで（正午から１３時までを除く。）
(3) 現場説明会	実施しない。

5　競争参加資格確認申請

この工事の入札参加を希望する者は、あらかじめ競争参加資格確認申請書等を次により提出しなければならない。

(1) 申請方法	「競争参加資格確認資料」（様式第２号）及び「自己採点表兼評価点算定資料一覧表」（技術資料・様式第１号~~・別記様式第０号~~）については、電子入札システム(※)により申請すること。 なお、特例監理技術者の配置を予定する場合は、「特例監理技術者の配置に関する届出書（別添様式）をあわせて電子入札システム（※）により申請すること。この場合、様式第２号の（５）には特例監理技術者となる者を記載すること。 また、電子契約用メールアドレス確認書（別添様式）に、電子契約の希望の有無及び電子契約用のメールアドレス等を記載すること。 ※画像ファイル（．ｔｉｆ）等で提出すること。 それ以外の資料等については、紙媒体（書留郵便）により申請を行うこととするが、画像ファイル等に変換して提出できる場合（ファイル容量が２メガバイト以内）は、電子入札システムにより提出して差し支えない。 ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、紙媒体（書留郵便）ではなく、電子メール（画像ファイル）による提出についても可とする。 （電子入札ｼｽﾃﾑURL：http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/nyusatsu.html）
(2) 申請期間	ア　受付開始：令和５年２月１４日（火）　９時００分 イ　締切　　：令和５年２月１６日（木）１７時００分（必着） ※休日は申請を受け付けない。
(3) 申請時の提出書類	ア　添付の様式「競争参加資格確認資料」（様式第２号） （承認を受けたうえ紙申請とする場合は、様式第１号についても作成のうえ、併せて申請（提出）すること。） イ　５－２(1)に示す技術資料（総合評価方式関連） ウ　競争参加資格確認資料（様式第２号）２／２面　作成要領２(1)～(3)の資料 エ　必要に応じ、(4)に係る申請書（主任（監理）技術者重複申請書）、(5)に係る届出書（主任技術者の兼務届） オ　特例監理技術者の配置に関する届出書（別添様式） 特例監理技術者の配置を予定する場合のみ カ　電子契約用メールアドレス確認書（別添様式）
(4) 配置予定技術者の重複申請	同一の配置予定技術者により、本工事を含めた複数の工事において参加申請しようとする場合には、以下により申請すること。ただし、２(10)において、本工事の落札者が入札に参加できないとされている場合又は別の工事の落札者が本工事の入札に参加できないとされている場合、それら工事に対し、本工事と同一の配置予定技術者により申請しようとするときは、この手続きを要しない。 ア　この工事の配置予定技術者が、他の工事の配置予定技術者と重複する

	場合には、主任（監理）技術者重複申請書を提出すること（(3)と併せて、申請（提出）すること）。 イ　他の工事を落札したことにより、申請した配置予定技術者を本工事に配置できなくなった場合には、「競争参加資格確認申請書・入札参加申込書取下げ書」を開札日時までに提出すること（紙媒体（※）により提出すること）。 ウ　イの提出が入札書の提出後となった場合においては、当該入札は競争参加資格のない者が行ったものとし、無効として取り扱う。 ※　郵送による場合には書留郵便によること。なお、緊急やむを得ないと認められる場合には、担当部局に電話による連絡をし、取下げ書をファクシミリにより提出した上で、速やかに書面を郵送すること。ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、**書留郵便ではなく、**電子メール（画像ファイル）による提出についても可とする。
(5)専任を要する工事における配置予定技術者の兼務の届出書	３(3)において建設業法施行令第２７条第２項に該当する場合とは、下記のすべてに該当する場合とし、兼務を認める。 (1)兼務する工事のうち、いずれかが災害復旧工事であり、かつ工事現場が同一市町村内（鹿嶋市）であること。 (2)兼務するいずれの工事においても監理技術者ではないこと。 (3)建設業法に規定する経営業務の管理責任者等及び営業所の専任技術者でないこと。 (4)本工事、兼務する工事及び他の工事の現場代理人でないこと。 他の工事に配置されている技術者を本工事の配置予定技術者として申請する場合には、上記基準を満たしていることを確認のうえ、「主任技術者の兼務届」を提出すること((3)と併せて、紙媒体等により申請（提出)すること)。 なお、配置予定技術者の重複申請を実施している場合において、他の工事を落札したことにより、兼務が必要となった場合には、開札日時までに「主任技術者の兼務届」を提出すること。
(6) 共通事項	入札公告（共通編）による。

５－２　総合評価方式に係る技術資料

５の競争参加資格確認申請に併せ、土木部総合評価方式試行要領に基づき、当該工事に関する施工能力等の審査及び価格以外の評価を行うために必要な資料（以下「技術資料」という。）の提出を求める。

(1)提出を求める技術資料	ア　自己採点表兼評価点算定資料一覧表（様式第１号） イ　工事成績評定評価対象工事資料（様式第２号） ウ　施工実績評価資料（様式第３号） ~~エ　配置予定技術者評価資料（様式第４号）~~ オ　災害協定に基づく地域貢献実績評価資料（様式第６号） カ　地域活動（ボランティア）実績評価資料（様式第７号） ~~キ　企業の新規雇用実績（様式第１４号）~~ ク　若手又は女性技術者の配置（様式第１５号） ケ　登録基幹技能者の配置（様式第１６－１号） ~~コ　災害時の基礎的事業継続力認定資料（様式第１７号）~~ ~~サ　ICT施工技術の活用計画書（様式第１８号）~~ シ　週休２日制工事の施工実績（様式第１９号） ス　防疫協定に基づく防疫業務実績評価資料（様式第２０号） ~~セ　技術資料の一括提出申請書（別記様式第０号）~~ ~~なお、２（10）の複数工事に参加をする場合、上記ア～スの資料は、参加を希~~

	~~望する工事のうち、順番の早い工事にのみ添付すること。~~
(2) 提出方法	５(1)に同じ。（５の書類と併せて提出すること。）
(3) 提出期間	５(2)に同じ。
(4) 提出した技術資料の変更の可否	提出された技術資料の変更は認めない。
(5)技術資料の評価方法等	ア　評価点の算定基準は、添付の「評価項目及び評価基準」による。 イ　評価については、提出された自己採点表と入札結果をもとに、入札参加者全員の仮の評価値を算出し、１位となった入札参加者（落札候補者）のみ、自己採点表と技術資料を審査することにより、落札者を決定する。 ウ　自己評点の根拠が、技術資料及び添付資料から確認できない場合は、その評価項目の評価点は０点とする。 エ　自己評点の根拠が、技術資料及び添付資料から確認できる場合であっても、自己評点が本来得られる点より高い場合は、その評価項目の評価点は本来の評価点とする。 オ　自己評点の根拠が、技術資料及び添付資料から確認できる場合であっても、自己評点が本来得られる点より低い場合は、その評価項目の評価点は自己評点どおりとする。 カ　その他の評価方法及び落札者の決定基準については、入札公告（共通編）による。
(6) 競争参加資格に関する事項	技術資料の審査結果によっては、競争参加資格を認めないことがある。

6　入札手続等

(1) 入札方法	原則、電子入札システムにより入札すること。 （電子入札ｼｽﾃﾑURL：http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/nyusatsu.html）
(2) 入札期間	ア　受付開始：令和５年２月２２日（水）　９時００分 イ　締切　　：令和５年２月２７日（月）１７時００分（必着） ※休日は入札を受け付けない。
(3) 入札金額	ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。 イ　入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。また、入札金額の入力ミス等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札価格の無効の訴えを提起できないものとする。
(4) 入札時の添付書類	入札の際に、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める（入札書の提出と併せて、電子入札システム(※)により提出すること）。 ※Excel形式を使用するものとし、「提出用ファイル作成ツール」を使用し、テキストファイル（．ｔｉｆ）に変換して提出する。
(5) 競争入札執行（開札）の日時（予定）	令和５年２月２８日（火）９時３０分から なお、上記日時の開札で決定されるのは落札候補者のみであり、落札決定（技術資料を審査・評価をして落札者を決定）は、令和５年３月７日（火）９時から１７時を予定している。 ※　開札後、落札決定前までに他の工事を落札したことにより、申請した配置予定技術者を本工事に配置できなくなった場合には、入札は無効となるため、申請にあたっては配置予定技術者に十分留意すること。

(6) 入札参加者の立会	電子入札のため、入札参加者の立会いは要しない。ただし、入札参加者が立会いを希望する場合は、立ち会うことができる。
(7) 入札参加者が1者のみの場合	入札の執行を取り止める。
	~~有効な入札として取り扱う。~~
(8) 共通事項（落札者の決定方法等）	入札公告（共通編）による。

7　開札後に**調査基準価格を下回る額で入札した参加者**が提出する資料

(1) 提出書類	ア　開札の結果、調査基準価格を下回る額で入札した参加者については、担当部局から「低入札価格調査制度実施運営要領」第６条第１項に掲げる①から⑮の各調査表の提出を求める（ただし、⑬～⑮の資料の提出は任意とする。）ので、所定の期日までに担当部局まで提出すること。 イ　アの場合において、一部でも各調査表を提出しなかった者は失格とする。 ウ　アの提出方法については、原則郵送（書留に限る。）により送付すること。 エ　担当部局の了解を得た場合に限り、ウによらず、持参又は電子メールによる調査票の提出も可とする。
(2) 留意事項	(1)の書類に基づき、事情聴取を行う際には、別途担当部局から連絡するので、調査に協力すること。 なお、期日までに調査表の提出がない場合や、事情聴取に応じない場合等、不誠実な行為については、失格としたうえ、指名停止等の措置を行います。

8　技術資料の審査及び評価完了後に落札候補者となったものが提出する資料

(1) 提出書類	速やかに、下記の資料をファクシミリ等で発注機関に提出すること。 ・　契約締結（予定）日から１年７月以内の審査基準日の経営事項審査を受審したことを証する書面（共同企業体の場合は、全ての構成員に係るもの）
(2) 留意事項	(1)の書類を提出しない者のした入札は無効とする。 (1)の書類を参加申請時等に画像ファイル等に変換して提出できる場合（ファイル容量が２メガバイト以内）は、事前に電子入札システムにより提出して差し支えない。

9　その他、入札契約に関する諸条件

(1) 入札保証金	免除する。
(2) 契約保証金	納付を要する。ただし、利付国債、利付茨城県債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に変えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
(3) 前払金、中間前払金、部分払い	詳細については、入札公告（共通編）による。 なお、本件は「債務負担行為」による工事であるが、契約初年度の支払限度額が設定されていない工事である。このため、**契約初年度は、前払金、中間前払金及び部分払金の支払請求ができないこと**に留意すること。
(4) 契約書	建設工事請負契約書（茨城県建設工事執行規則（昭和４３年茨城県規則第６９号）様式第２号）により、契約書を作成するものとする。 なお、落札者は、契約締結までに、**工期の始期日を決定し、契約締結まで**

	に発注者に別添様式により通知すること（低入札価格調査等により余裕期間内に契約締結ができない場合は不要とする。）。 ただし、電子契約を希望する場合は以下によるものとする。 (1) 契約書等の様式を、以下のアドレスからダウンロードして作成し、契約書の案、契約保証金の納付を証する書類の写し又は契約保証金に代わる担保の写し（保証事業会社の保証証書等）及び課税事業者届出書（又は免税事業者届出書）を、落札の通知を受けた日から５日以内（土日及び休日を含まない。）に潮来土木事務所総務課へ電子メールで送付すること。 なお、回線の不具合等により手続を完了できない場合は、速やかに（契約）課まで申し出ること。 (2) 契約締結決議終了後、潮来土木事務所総務課からの連絡があるので、落札者（契約の相手方）は電子契約サービスにより契約締結を行うこと。 なお、電子契約サービスの使用方法については、以下のアドレスから手順書を確認すること。 建設業担当ホームページメニューURL： https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kanri/kensetsu/kennsetugyoutanntouho-mupe-jimenu.html
(5) 議会の議決	不要
	~~要~~　~~この公告に係る契約は、地方自治法（昭和２２年法律第６７条）第９６条第１項に規定する議会の議決を要する。~~ ~~なお、この場合においては、落札者となった者は本県と仮契約を締結することとし、仮契約の相手方が仮契約締結後県議会の議決までの間に競争参加資格の要件を満たさなくなったとき又は県が茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置要件に該当すると認めたとき若しくは指名停止措置を行ったときは、県は仮契約を解除することができる。この場合、県は契約解除に伴う損害賠償の責めを一切負わない。~~
(6) 契約の効力	(5)において、議会の議決が「不要」とされている場合、契約日から本契約とする。
	~~(5)において、議会の議決が「要」とされている場合、本工事に係る工事請負契約については、地方自治法第９６条第１項第５号の規定による県議会の議決を得た日から本契約とする。~~
(7) 建設リサイクル関連	ア　この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であるため、設計図書等に記載された処理方法及び処分場所等を参考にしたうえで入札すること。 イ　契約に当たり、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化に要する費用を契約書に記載する必要があることから、落札者は落札決定後に発注者と協議すること。
	~~特に無し~~
(8)火災保険付保険の要否	~~要する~~
	不要とする
(9) 関連工事の随意契約予定	本工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定 ~~有り~~　　無し
(10) 最低制限価格又は調査基準価格の算定に係	無し

る留意事項	~~有り~~ ~~ア~~ ~~イ~~
(11) 共通事項	入札公告（共通編）による。

１０　その他

(1) 入札公告（共通編）については、以下のアドレスに公告する。

URL：http://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kanri/kensetsu/menue/koukokukyoutsuuhen/

※：公告日に応じ、適用となる入札公告（共通編）が変わることに注意。

(2) 本公告文において、取り消し線[例：~~入札公告~~]が付された部分については、入札公告としての効力を有しないものとする。

本件責任者：氏名	連絡先
担　当　者：氏名	連絡先

（様式第１号）（その１）単体用

競争参加資格確認申請書

年　　月　　日

殿

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

年　月　日付けで公告のありました
工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。
成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

１　競争参加資格確認資料（様式第２号）

２　競争参加資格の裏付資料（入札公告において、競争参加資格確認申請に併せ提出を求めているもののみ）

（注）　この様式は、承認をうけ、紙媒体により申請書を提出する場合にのみ使用すること。

本件責任者：氏名	連絡先
担　当　者：氏名	連絡先

（様式第１号）（その２）経常建設共同企業体用又は特定建設工事共同企業体用

競争参加資格確認申請書

年　月　日

殿

名称　　（経常又は特定）建設（工事）共同企業体

代表構成員　住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

構成員　住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

年　月　日付けで公告のありました
工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。
なお、成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

１　競争参加資格確認資料（様式第２号）

２　競争参加資格の裏付資料（入札公告において、競争参加資格確認申請に併せ提出を求めているもののみ）

（注）　この様式は、承認をうけ、紙媒体により申請書を提出する場合にのみ使用すること。

（様式第２号）（１／２　面）

競争参加資格確認資料

入札希望　　工事名　：
　　工事場所：

商号又は名称

（１）対象工事に係る総合点数			点
（２）対象工事に係る年間平均完成工事高			億円
（３）同種又は類似工事施工実績	工事名		
	工事場所		
	発注者名		
	契約金額		
	工　期		
	受注形態	単体・経常ＪＶ（出資比率）・特定ＪＶ（出資比率）	
	構造形式		
	規模･寸法		
	使用機材・数量		
	その他特記事項		
（４）県工事の施工実績	工事名		契約金額
	工事場所		工期　年　月～　年　月
（５）技術者の資格・経験等	現住所	氏名	年齢
	所属会社・勤務課所		
	資格（名称・取得年・登録番号）		
	営業所の専任技術者であるか		（該当）　有・無
	経営業務の管理責任者等であるか		（該当）　有・無
	工事経歴の概要	工事名	発注者名
		工事場所	契約金額
		工期　年　月～　年　月	当時の役職
		工事内容	
（６）建設業法に基づく主たる営業所（本店）又は営業所（支店等）の所在地			
（７）更生手続き開始の申立てがなされている者又は再生手続き開始の申立てがなされている者か（茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く）			（該当）有・無
（８）対象工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がある者か			（該当）有・無
（９）対象工事に係る許可の種類			特・般
(10)			

この書類の記載責任者・連絡先
　　商　　号　　：
　　氏名（ふりがな）：
　　所　　属　　：
　　電　話　番　号　：
　　ＦＡＸ番　号　：
　　Ｅ－ｍａｉｌ　：

作成要領（単体及び経常ＪＶ用）

１　１／２面（１）～（６）には、公告において明示された競争参加資格があることを示す必要最小限の事項について記載すること。（競争参加資格要件として付されていない条件に係るものは空欄で可）

２　**入札公告に示された時期、方法により、次の⑴～⑷の書類（競争参加資格の裏付資料）を提出**すること。ただし、**競争参加資格要件として付されていない条件に係るものは除く。**

⑴ 施工実績の確認に要する書類

工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）に登録された当該工事の登録内容確認書（以下「登録内容確認書」という。）又は契約書（又はこれに準ずるもの）の写し

＊　登録内容確認書で工事概要等の判断が困難な場合には、工事概要書及び施工図面等の写しを添付すること。

＊　登録内容確認書は、竣工時のものに限る。（⑵において同じ。）

⑵ 配置予定技術者の資格・施工経験の確認に要する書類

・資格認定証明書、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了履歴の写し

・登録内容確認書

⑶ 配置予定技術者との雇用関係を証する書類（健康保険被保険者証等）

＊　健康保険被保険者証の写しはあらかじめ被保険者記号・番号の部分にマスキングを施した状態で提出すること。

⑷ 契約締結（予定）日から１年７月以内の審査基準日の経営事項審査を受審したことを証する書面（共同企業体の場合は、全ての構成員に係るもの）。

３　１／２面の（３）同種又は類似工事施工実績、（４）県工事の施工実績には、公告において明示した期間内に竣工したものを記載すること。

４　１／２面（７）以下の右欄には該当するものに○印を付すること。

５　この確認資料は、共同企業体の場合、すべての構成員について作成すること。

６　紙入札方式を承認された者を除き、この様式（１／２面）は電子ファイル(※)として提出すること。添付書類は紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）で提出することとするが、画像ファイル等に変換して提出できる場合（ファイル容量が２メガバイト以内）は、電子入札システムにより提出して差し支えない。ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、**紙媒体（書留郵便）ではなく、**電子メール（画像ファイル）による提出についても可とする。

なお、郵送（書留郵便）又は電子メールにより提出しようとする場合、次の内容を記載した目録（電子ファイル）をこの様式（１／２面）と併せて電子入札システムにより(※)提出すること（様式は任意とする。）。

⑴ 郵送等により送付する旨の表示

⑵ 郵送等により送付する書類の目録

⑶ 郵送等により送付する書類のページ数

⑷ 発送（送付）年月日

※：Word 形式でファイルを作成後、テキストファイルで提出すること。

本件責任者：氏名	連絡先
担　当　者：氏名	連絡先

（別添様式）

特例監理技術者の配置に関する届出書

年　　月　　日

殿

住　　所
商号又は名称
代表者氏名

建設業法第２６条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）及び監理技術者を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）の配置について、下記のとおり届け出ます。

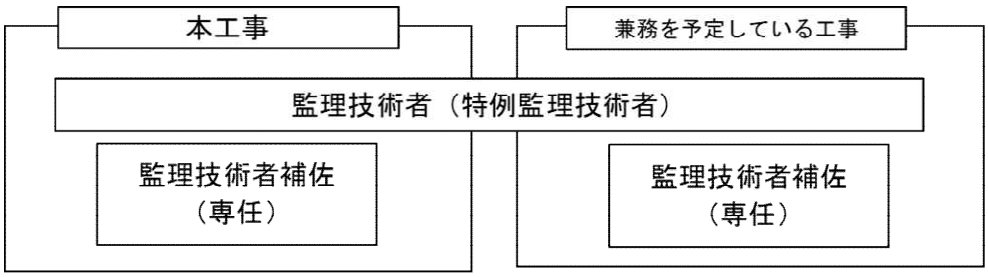

特例監理技術者		氏名	
本工事	工事名		
	監理技術者補佐	現住所　　氏名　　年齢	
		所属会社・勤務箇所	
		営業所の専任技術者であるか	（該当）　有　・　無
		経営業務の管理責任者であるか	（該当）　有　・　無
	監理技術者補佐の要件 １又は２を満たすこと	１　一級施工管理技士補であり、かつ主任技術者の要件を満たしている	
		①　一級施工管理技士補 名称（検定種目）・取得年・登録番号：	
		②　主任技術者となる資格もしくは実務経験 資格（名称・取得年・登録番号）： 実務経験：	
		２　監理技術者の資格要件を満たしている 資格名（名称・取得年・登録番号）：	
	監理技術者補佐の雇用関係	監理技術者補佐は受注者と３か月以上の雇用関係がある ・健康保険被保険者証等で確認	
	監理技術者補佐が行う業務内容		
兼務を予定している工事	発注者		
	担当部署		
	担当者及び連絡先		
	工事名		
	施工場所		
	工事内容		
	維持工事に該当	（該当）　有　・　無	
	工期		
	監理技術者補佐の氏名		

※資格者証等の写し、雇用関係が確認できる書類の写しを添付

（別添様式）

電子契約用メールアドレス確認書

電子契約を　希望する。
　　希望しない。

（※希望する方に、〇を付けてください。なお、希望する場合は、以下も記入してください。）

茨城県と立会人型電子契約サービスを利用して行う契約において、契約締結に利用するメールアドレスは、次のとおりとする。

担当者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

e-mail＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

契約締結権限者　役職＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

e-mail＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

殿

令和　　年　　月　　日

住　所

法人名

代表取締役氏名

（個人の場合は、氏名）

【重要】電子契約における留意事項

(1)発注者の承認を得て紙入札を行う場合において、電子契約を希望する場合は必ず代表取締役等契約締結権限のある方が自署してください。

(2)担当者と契約締結権限者のメールアドレスは原則異なるものを記載してください。

(3)フリーメール（無料でメールアドレス（アカウント）を取得し、ブラウザ上でメールのやり取りができるサービス）で電子契約を利用できません。なお、主なフリーメールは以下のものがあります。

代表的なサービス名	ドメイン名
Yahoo!メール	@yahoo.co.jp
Gmail	@gmail.com
Outlook.com	@outlook.jp、@outlook.com、@hotmail.co.jp、@live.jp
AOL メール	@aol.jp

本件責任者：氏名	連絡先
担　当　者：氏名	連絡先

（別添様式）

工期の始期日通知書

年　　月　　日

（発注者）　殿

住所
商号又は名称
氏名

茨城県土木部建設工事余裕期間制度実施要領第５条第５項に基づき、次のとおり工期の始期日を定めたので通知します。

工事番号及び工事名	
工事場所	
工期の始期日	
契約工期	年　　月　　日　から 年　　月　　日　まで　　日間

※契約締結までに提出すること。
※官公庁の休日（土日・祝祭日・年末年始休暇等）を、工期の始期日としないこと。
※契約書には、本通知書により通知した工期を記載するものとする。

【余裕期間設定工事（任意着手方式）の場合に、本表を添付すること。】

（別記２－２）

入　札　公　告

［単体及び経常ＪＶ対象工事用（総合評価一般競争入札（事後審査方式））］

［ゼロ債務負担行為 活用工事］

［余裕期間 設定工事］

［電子契約対象工事］

~~**［一括審査方式対象工事］**~~

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。なお、本入札は、入札公告（共通編）を用いた建設工事の一般競争入札に係る試行要領（以下「試行要領」という。）の対象であり、入札に参加するために必要な資格等については、本入札公告に定めるもののほか、試行要領第４条の規定に基づく入札公告（共通編）によるものとする。

なお、本件は**総合評価一般競争入札（事後審査方式）による工事、ゼロ債務負担行為を活用した工事、余裕期間を設定した工事、電子契約対象工事~~及び技術資料の内容が同一の一件の工事を対象に、一括して審査を実施する試行工事~~の入札**である。入札にあたっては、本公告２(4)、５（1)、５－２、７、９(3)、９(4)に留意すること。

公告日：令和５年２月２日

茨城県潮来土木事務所長　柏谷　聡

１　担当部局（問い合わせ先）

(1) 担当課・所名	茨城県潮来土木事務所	
(2) 住所	〒３１１－２４２４　　茨城県潮来市潮来１０８６－１	
(3) 担当及び連絡先	道路管理課	担当：主任　深谷 電話：０２９９（６２）３７５６
	総務課	担当：係長　岡野 電話：０２９９（６２）３７２４ Email：itado@pref.ibaraki.lg.jp

２　対象工事の内容及び入札契約に関する主要な条件

(1) 工事番号及び工事名	０４県単道修第０４－０４－０９９－９－００２号 道路舗装修繕工事（その１２）
(2)路河川名及び工事場所	一般県道　深芝浜波崎線 神栖市知手
(3) 工事概要	道路舗装修繕工事　Ｌ＝３８０ｍ 切削オーバーレイ工　Ａ＝２０１１ｍ２ 表層（ｔ＝５ｃｍ、再生改質Ⅱ型密粒度Ａｓ（２０）） 中間層（ｔ＝５ｃｍ、再生粗粒度Ａｓ（２０）） 区画線工　Ｌ＝８００ｍ
(4) 工期	工期：１００日間 なお、本件は「ゼロ債務負担行為を活用する工事における余裕期間設定に係る要領」に基づき余裕期間を設定した工事であり、落札者は余裕期間（契約締結日の翌日から令和５年４月３日までの期間）の範囲で、工期の始期日任意に設定することができる（休日を除く）。ただし、低入札価格調査等により、余裕期間内に契約締結とならなかった場合には、契約締結日の翌日を工期の始期日とする。

	~~なお、本件は「茨城県土木部建設工事余裕期間制度実施要領」に基づき~~**~~余裕期間を設定した工事（発注者指定方式）~~**~~であり、~~**~~工期は　　年　月　日から　　年　月　日までの　　日間とする~~**~~。ただし、低入札価格調査等により、余裕期間内に契約締結とならなかった場合には、契約締結日の翌日を工期の始期日とする。~~ ~~なお、本件は「茨城県土木部建設工事余裕期間制度実施要領」に基づき~~**~~余裕期間を設定した工事（任意着手方式）~~**~~であり、落札者は、余裕期間（契約締結日の翌日から　　年　月　日までの期間）の範囲内で、~~**~~工期の始期日を任意に設定することができる~~**~~（休日を除く。）。ただし、低入札価格調査等により、余裕期間内に契約締結とならなかった場合には、契約締結日の翌日を工期の始期日とする。~~
(5) 建設工事の種類（業種区分）	舗装工事
(6) 予定価格	金　１９，７４５，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）
(7) 総合評価方式の適用の有無	有り 本工事は、施工実績等に加え、企業の新規雇用計画（実績）に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（特別簡易型（Ⅰ））の工事である。
	~~無し~~
(8) 最低制限価格	~~設定する~~
	設定しない
(9) 調査基準価格	設定する（特に、この場合における入札・契約の諸条件については、入札公告（共通編）等により確認しておくこと。）
	~~設定しない~~
(10) 本工事の入札における他工事落札者の参加制限及び他工事の入札における本工事落札者の参加制限	有り　本工事の入札は、同一工種の工事に係る競争入札であり、以下の順により同日に開札する。 ①０４県単道修第０４－０４－１７４－９－００２号 道路舗装修繕工事（その１０） ②０４県単道修第０４－０４－０８６－９－００２号 道路舗装修繕工事（その１１） ③０４県単道修第０４－０４－０９９－９－００２号 道路舗装修繕工事（その１２） ④０４県単道修第０４－０４－０９７－９－００２号 道路舗装修繕工事（その１３） 先行して開札された工事の落札者は、同日に実施されるその後の同一工種の工事の入札に参加できない。この場合においては、既に提出された入札書は開封せず、無効として取り扱う。
	~~無し~~
(11) その他	・　この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。 ~~・　この工事は、「ＩＣＴ活用促進工事」であり、「茨城県土木部が発注するＩＣＴ活用促進工事（舗装工（修繕工））の実施要領」第４条第１項（１）に規定する受注者希望型を適用する。~~

	~~・　この工事は、「完全週休２日制促進工事」であり、「茨城県土木部が発注する完全週休２日制促進工事の実施要領」第４条第１項（２）に規定する受注者希望型を適用する。~~ ~~・　この工事は、「茨城県土木部が発注する快適トイレ普及促進工事の実施要領」の対象工事である。~~ ~~・　この工事は、「建設現場における遠隔臨場に関する試行要領（案）」に規定する発注者指定型の試行工事である。~~
	~~特に無し~~

３　競争参加資格

この工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである（全てを満たすこと）。

(1) 入札参加資格（いずれも満たすこと）	舗装工事について、令和３・４年度建設工事入札参加資格者名簿に登載された格付けがA等級であること。
(2) 施工実績（いずれも満たすこと）	茨城県内において、国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した同種又は類似工事を元請として施工したもののうち、平成２４年４月１日から令和４年３月３１日の期間に竣工した公共工事の実績があること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が２０％以上の場合のものに限る。）。 ※　同種工事とは、アスファルト舗装１，３００ｍ２以上（車道部における１層当たり）を施工した車線規制を伴う道路工事とする。 ※　類似工事とは、同種工事以外のアスファルト舗装を施工した道路工事とする。
(3) 配置予定技術者（いずれも満たすこと）	ア　本工事への専担配置について ~~要（本工事のみの専任配置とすること。ただし、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２６条第３項ただし書又は建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）第２７条第２項に該当する場合はこの限りではない。（３(3)ケ及び５(5)参照））~~ 不要（専任を要しない他工事との兼任を認める） イ　１級土木施工管理技士又は２級土木施工管理技士（土木）の資格を有する等、舗装工事について、建設業法第２６条に規定する主任技術者になり得る者であること。 ~~ウ　建設業法第２６条第２項に基づき監理技術者として配置される場合及び建設業法第２６条第３項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）として配置される場合は、監理技術者資格者証（土木一式工事に対応するもの）を有し、監理技術者講習を修了している者であること。~~ エ　建設業許可における営業所の専任技術者について ~~アにおいて専任配置が「要」とされている場合、営業所の専任技術者である者を配置予定技術者とすることは認めない。~~ アにおいて専任配置が「不要」とされている場合、以下の条件をいずれも満たす営業所の専任技術者に限り、配置予定技術者とすることを認める。 (ア)本工事を落札した場合に契約を締結する営業所に属する営業所の専任技術者であること。 （イ）本工事箇所及び属する営業所が茨城県内にあること。 なお、営業所の専任技術者が本工事の配置予定技術者として申請された場合は、本工事における現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事できることを申請者が証したものとみなす。 オ　建設業許可における建設業法施行規則（昭和２４年建設省令第１４号）

第７条第１号に規定する常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者等（以下「経営業務の管理責任者等」という。）について

~~アにおいて専任配置が「要」とされている場合、経営業務の管理責任者等である者を配置予定技術者とすることは認めない。~~

アにおいて専任配置が「不要」とされている場合、経営業務の管理責任者等である者であっても、配置予定技術者とすることを認める。

カ　直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格確認申請のあった日以前に３月以上の雇用関係がある者であること。ただし、アにおいて「不要」とされている場合は、３月未満の雇用関係であっても認める。

キ　現在他工事に配置されている主任技術者又は監理技術者若しくは監理技術者補佐について

~~アにおいて専任配置が「要」とされている場合、工期の始期日から配置でき、かつ本工事の着手日から専任で配置できること（工期の始期日から着手日の前日までの期間については、専任での配置を要しない。）。ただし、建設業法第２６条第３項ただし書又は建設業法施行令第２７条第２項に該当する場合はこの限りではない。（３(3)ケ及び５(5)参照）~~

アにおいて専任配置が「不要」とされている場合、工期の始期日から配置できること。

ク　本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数（３名まで）の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、競争参加資格確認資料（様式第２号）は、すべての配置予定技術者について作成のうえ、提出するものとする（２(7)において総合評価方式の適用が「有り」とされている場合は、配置予定技術者評価資料（技術資料における様式第４号）についても、すべての配置予定技術者について提出するものとし、配置予定技術者の評価点については各評価項目において最も低い評価を受けたものをもって算定する。）。なお、落札者は、開札後から契約前までの間に１名を選択するものとする。

特例監理技術者の配置を予定する場合は、上記「複数（３名まで）」は、「複数（３名まで（監理技術者補佐を含まない。））」に、上記「開札後から契約までの間に１名を選択するものとする。」は、「開札後から契約までの間に１名を選択し、監理技術者補佐を別に１名専任で配置するものとする。」と読み替える。

ケ　特例監理技術者の配置について

本工事は、特例監理技術者の配置は認めない。

~~本工事は、特例監理技術者の配置を認める工事である。特例監理技術者の配置を行う場合は以下の(1)～(9)【維持工事の場合は(1)～(10)】の要件を全て満たさなければならない。~~

~~(1)　監理技術者補佐を専任で配置すること。~~

~~(2)　監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者（建設業法第７条第２号イ、ロ又はハに該当する者）のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格、学歴若しくは実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。~~

~~なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られること。~~

~~(3)　監理技術者補佐が一級施工管理技士補の場合、当該一級施工管理技士補に係る技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。~~

	~~(4)　監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格確認申請のあった日以前に、３月以上の雇用関係があるものであること。~~ ~~(5)　同一の特例監理技術者が兼務できる工事数は、本工事を含め２件までであること。~~ ~~(6)　特例監理技術者が兼務する工事は、茨城県内の工事であること。~~ ~~(7)特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち合い等の職務を適正に遂行すること。~~ ~~(8)特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。~~ ~~(9)監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。~~ ~~(10)特例監理技術者が兼務できる工事は維持工事※以外の工事でなければならないこと。~~ ~~（※「維持工事」とは24時間体制での応急処理工又は緊急巡回が必要な工事その他通年での社会機能の維持に不可欠な工事。）~~
(4) 営業所の所在地	潮来土木事務所管内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）があること。
(5) 建設業許可	舗装工事について、~~特定建設業の~~許可を受けていること。
(6) 経営事項審査	舗装工事について、契約締結日において、契約締結日から１年７月以内の審査基準日の経営事項審査（建設業法第２７条の２３第１項に定めるものをいう。）を受けている者であること。
(7) 対象工事の設計業務等の受託者との関係（いずれも満たすこと）	~~ア　対象工事の設計業務等の受託者（以下「受託者」という。）でないこと。~~ ~~イ　受託者と資本又は人事面において関連がある者（※）でないこと。~~ ~~※　詳細については、入札公告（共通編）による。~~ 設計業務等の受託者
(8) 共通事項	入札公告（共通編）による。

4　設計図書の閲覧方法

(1) 設計図書の閲覧	設計図書は、インターネット上に公開するので、次のアドレスからダウンロードすること（入札情報サービス）。 URL：http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/ppi.html ※１の担当部局及び公共事業情報センターにおける閲覧は実施しない。
(2)設計図書に関する質疑	ア　設計図書に対する質問がある場合は、簡易な内容確認を除き電子入札システムにより行うこと。なお、回答及び閲覧についても、電子入札システムにより行う。 （電子入札ｼｽﾃﾑURL：http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/nyusatsu.html） ・　質疑受付期間 令和５年２月３日～令和５年２月１３日（休日を除く。） いずれも９時から１６時まで ・　提出先　：担当部局 ・　回答閲覧期間 令和５年２月３日～令和５年２月２７日（休日を除く。） いずれも９時から１６時まで イ　アによりがたい場合は、ファクシミリにより書面を提出すること。ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、電子メールによる提出についても可とする。回答は、書面又は電子メールにより行い、潮来土木事務所に於いて閲覧に供する。

	・　質疑受付期間 令和５年２月３日～令和５年２月１３日（休日を除く。） ・　書面の提出先　：　担当部局に同じ。 ＦＡＸ番号　０２９９－６３－０４７５ ・　回答閲覧期間 令和５年２月３日～令和５年２月２７日（休日を除く。） いずれも９時から１６時まで（正午から１３時までを除く。）
(3) 現場説明会	実施しない。

5　競争参加資格確認申請

この工事の入札参加を希望する者は、あらかじめ競争参加資格確認申請書等を次により提出しなければならない。

(1) 申請方法	「競争参加資格確認資料」（様式第２号）及び「自己採点表兼評価点算定資料一覧表」（技術資料・様式第１号~~・別記様式第０号~~）については、電子入札システム（※）により申請すること。 なお、特例監理技術者の配置を予定する場合は、「特例監理技術者の配置に関する届出書（別添様式）をあわせて電子入札システム（※）により申請すること。この場合、様式第２号の（５）には特例監理技術者となる者を記載すること。 また、電子契約用メールアドレス確認書（別添様式）に、電子契約の希望の有無及び電子契約用のメールアドレス等を記載すること。 ※画像ファイル（．ｔｉｆ）等で提出すること。 それ以外の資料等については、紙媒体（書留郵便）により申請を行うこととするが、画像ファイル等に変換して提出できる場合（ファイル容量が２メガバイト以内）は、電子入札システムにより提出して差し支えない。 ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、紙媒体（書留郵便）ではなく、電子メール（画像ファイル）による提出についても可とする。 （電子入札ｼｽﾃﾑURL：http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/nyusatsu.html）
(2) 申請期間	ア　受付開始：令和５年２月１４日（火）　９時００分 イ　締切　　：令和５年２月１６日（木）１７時００分（必着） ※休日は申請を受け付けない。
(3) 申請時の提出書類	ア　添付の様式「競争参加資格確認資料」（様式第２号） （承認を受けたうえ紙申請とする場合は、様式第１号についても作成のうえ、併せて申請（提出）すること。） イ　５－２(1)に示す技術資料（総合評価方式関連） ウ　競争参加資格確認資料（様式第２号）２／２面　作成要領２(1)～(3)の資料 エ　必要に応じ、(4)に係る申請書（主任（監理）技術者重複申請書）、(5)に係る届出書（主任技術者の兼務届） オ　特例監理技術者の配置に関する届出書（別添様式） 特例監理技術者の配置を予定する場合のみ カ　電子契約用メールアドレス確認書（別添様式）
(4) 配置予定技術者の重複申請	同一の配置予定技術者により、本工事を含めた複数の工事において参加申請しようとする場合には、以下により申請すること。ただし、２(10)において、本工事の落札者が入札に参加できないとされている場合又は別の工事の落札者が本工事の入札に参加できないとされている場合、それら工事に対し、本工事と同一の配置予定技術者により申請しようとするときは、この手続きを要しない。

	ア　この工事の配置予定技術者が、他の工事の配置予定技術者と重複する場合には、主任（監理）技術者重複申請書を提出すること（(3)と併せて、申請（提出）すること）。 イ　他の工事を落札したことにより、申請した配置予定技術者を本工事に配置できなくなった場合には、「競争参加資格確認申請書・入札参加申込書取下げ書」を開札日時までに提出すること（紙媒体（※）により提出すること）。 ウ　イの提出が入札書の提出後となった場合においては、当該入札は競争参加資格のない者が行ったものとし、無効として取り扱う。 ※　郵送による場合には書留郵便によること。なお、緊急やむを得ないと認められる場合には、担当部局に電話による連絡をし、取下げ書をファクシミリにより提出した上で、速やかに書面を郵送すること。ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、**書留郵便ではなく、**電子メール（画像ファイル）による提出についても可とする。
(5)専任を要する工事における配置予定技術者の兼務の届出書	３(3)において建設業法施行令第２７条第２項に該当する場合とは、下記のすべてに該当する場合とし、兼務を認める。 (1)兼務する工事のうち、いずれかが災害復旧工事であり、かつ工事現場が同一市町村内（神栖市）であること。 (2)兼務するいずれの工事においても監理技術者ではないこと。 (3)建設業法に規定する経営業務の管理責任者等及び営業所の専任技術者でないこと。 (4)本工事、兼務する工事及び他の工事の現場代理人でないこと。 他の工事に配置されている技術者を本工事の配置予定技術者として申請する場合には、上記基準を満たしていることを確認のうえ、「主任技術者の兼務届」を提出すること((3)と併せて、紙媒体等により申請(提出)すること)。 なお、配置予定技術者の重複申請を実施している場合において、他の工事を落札したことにより、兼務が必要となった場合には、開札日時までに「主任技術者の兼務届」を提出すること。
(6) 共通事項	入札公告（共通編）による。

５－２　総合評価方式に係る技術資料

５の競争参加資格確認申請に併せ、土木部総合評価方式試行要領に基づき、当該工事に関する施工能力等の審査及び価格以外の評価を行うために必要な資料（以下「技術資料」という。）の提出を求める。

(1)提出を求める技術資料	ア　自己採点表兼評価点算定資料一覧表（様式第１号） イ　工事成績評定評価対象工事資料（様式第２号） ウ　施工実績評価資料（様式第３号） ~~エ　配置予定技術者評価資料（様式第４号）~~ オ　災害協定に基づく地域貢献実績評価資料（様式第６号） カ　地域活動（ボランティア）実績評価資料（様式第７号） ~~キ　企業の新規雇用実績（様式第１４号）~~ ク　若手又は女性技術者の配置（様式第１５号） ケ　登録基幹技能者の配置（様式第１６－１号） ~~コ　災害時の基礎的事業継続力認定資料（様式第１７号）~~ ~~サ　ICT施工技術の活用計画書（様式第１８号）~~ シ　週休２日制工事の施工実績（様式第１９号） ス　防疫協定に基づく防疫業務実績評価資料（様式第２０号） ~~セ　技術資料の一括提出申請書（別記様式第０号）~~

	~~なお、２（10）の複数工事に参加をする場合、上記ア～スの資料は、参加を希望する工事のうち、順番の早い工事にのみ添付すること。~~
(2) 提出方法	５(1)に同じ。（５の書類と併せて提出すること。）
(3) 提出期間	５(2)に同じ。
(4) 提出した技術資料の変更の可否	提出された技術資料の変更は認めない。
(5)技術資料の評価方法等	ア　評価点の算定基準は、添付の「評価項目及び評価基準」による。 イ　評価については、提出された自己採点表と入札結果をもとに、入札参加者全員の仮の評価値を算出し、１位となった入札参加者（落札候補者）のみ、自己採点表と技術資料を審査することにより、落札者を決定する。 ウ　自己評点の根拠が、技術資料及び添付資料から確認できない場合は、その評価項目の評価点は０点とする。 エ　自己評点の根拠が、技術資料及び添付資料から確認できる場合であっても、自己評点が本来得られる点より高い場合は、その評価項目の評価点は本来の評価点とする。 オ　自己評点の根拠が、技術資料及び添付資料から確認できる場合であっても、自己評点が本来得られる点より低い場合は、その評価項目の評価点は自己評点どおりとする。 カ　その他の評価方法及び落札者の決定基準については、入札公告（共通編）による。
(6) 競争参加資格に関する事項	技術資料の審査結果によっては、競争参加資格を認めないことがある。

6　入札手続等

(1) 入札方法	原則、電子入札システムにより入札すること。 （電子入札ｼｽﾃﾑURL：http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/nyusatsu.html）
(2) 入札期間	ア　受付開始：令和５年２月２２日（水）　９時００分 イ　締切　　：令和５年２月２７日（月）１７時００分（必着） ※休日は入札を受け付けない。
(3) 入札金額	ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。 イ　入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。また、入札金額の入力ミス等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札価格の無効の訴えを提起できないものとする。
(4) 入札時の添付書類	入札の際に、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める（入札書の提出と併せて、電子入札システム(※)により提出すること）。 ※Excel形式を使用するものとし、「提出用ファイル作成ツール」を使用し、テキストファイル（．ｔｉｆ）に変換して提出する。
(5) 競争入札執行（開札）の日時（予定）	令和５年２月２８日（火）１０時００分から なお、上記日時の開札で決定されるのは落札候補者のみであり、落札決定（技術資料を審査・評価をして落札者を決定）は、令和５年３月７日（火）９時から１７時を予定している。 ※　開札後、落札決定前までに他の工事を落札したことにより、申請した配置予定技術者を本工事に配置できなくなった場合には、入札は無効と

	なるため、申請にあたっては配置予定技術者に十分留意すること。
(6) 入札参加者の立会	電子入札のため、入札参加者の立会いは要しない。ただし、入札参加者が立会いを希望する場合は、立ち会うことができる。
(7) 入札参加者が1者のみの場合	入札の執行を取り止める。
	~~有効な入札として取り扱う。~~
(8) 共通事項（落札者の決定方法等）	入札公告（共通編）による。

7　開札後に**調査基準価格を下回る額で入札した参加者**が提出する資料

(1) 提出書類	ア　開札の結果、調査基準価格を下回る額で入札した参加者については、担当部局から「低入札価格調査制度実施運営要領」第６条第１項に掲げる①から⑮の各調査表の提出を求める（ただし、⑬～⑮の資料の提出は任意とする。）ので、所定の期日までに担当部局まで提出すること。 イ　アの場合において、一部でも各調査表を提出しなかった者は失格とする。 ウ　アの提出方法については、原則郵送（書留に限る。）により送付すること。 エ　担当部局の了解を得た場合に限り、ウによらず、持参又は電子メールによる調査票の提出も可とする。
(2) 留意事項	(1)の書類に基づき、事情聴取を行う際には、別途担当部局から連絡するので、調査に協力すること。 なお、期日までに調査表の提出がない場合や、事情聴取に応じない場合等、不誠実な行為については、失格としたうえ、指名停止等の措置を行います。

8　技術資料の審査及び評価完了後に落札候補者となったものが提出する資料

(1) 提出書類	速やかに、下記の資料をファクシミリ等で発注機関に提出すること。 ・　契約締結（予定）日から１年７月以内の審査基準日の経営事項審査を受審したことを証する書面（共同企業体の場合は、全ての構成員に係るもの）
(2) 留意事項	(1)の書類を提出しない者のした入札は無効とする。 (1)の書類を参加申請時等に画像ファイル等に変換して提出できる場合（ファイル容量が２メガバイト以内）は、事前に電子入札システムにより提出して差し支えない。

9　その他、入札契約に関する諸条件

(1) 入札保証金	免除する。
(2) 契約保証金	納付を要する。ただし、利付国債、利付茨城県債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に変えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
(3) 前払金、中間前払金、部分払い	詳細については、入札公告（共通編）による。 なお、本件は「債務負担行為」による工事であるが、契約初年度の支払限度額が設定されていない工事である。このため、**契約初年度は、前払金、中間前払金及び部分払金の支払請求ができないこと**に留意すること。
(4) 契約書	建設工事請負契約書（茨城県建設工事執行規則（昭和４３年茨城県規則第６９号）様式第２号）により、契約書を作成するものとする。

<table>
<tr><td></td><td colspan="2">なお、落札者は、契約締結までに、<u>工期の始期日を決定し、契約締結までに発注者に別添様式により通知</u>すること（低入札価格調査等により余裕期間内に契約締結ができない場合は不要とする。）。

ただし、電子契約を希望する場合は以下によるものとする。
(1) 契約書等の様式を、以下のアドレスからダウンロードして作成し、契約書の案、契約保証金の納付を証する書類の写し又は契約保証金に代わる担保の写し（保証事業会社の保証証書等）及び課税事業者届出書（又は免税事業者届出書）を、落札の通知を受けた日から５日以内（土日及び休日を含まない。）に潮来土木事務所総務課へ電子メールで送付すること。
なお、回線の不具合等により手続を完了できない場合は、速やかに（契約）課まで申し出ること。
(2) 契約締結決議終了後、潮来土木事務所総務課からの連絡があるので、落札者（契約の相手方）は電子契約サービスにより契約締結を行うこと。
なお、電子契約サービスの使用方法については、以下のアドレスから手順書を確認すること。
建設業担当ホームページメニューURL：
https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kanri/kensetsu/kennsetugyoutanntouho-mupe-jimenu.html</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(5) 議会の議決</td><td colspan="2">不要</td></tr>
<tr><td>~~要~~</td><td>~~この公告に係る契約は、地方自治法（昭和２２年法律第６７条）第９６条第１項に規定する議会の議決を要する。~~
~~なお、この場合においては、落札者となった者は本県と仮契約を締結することとし、仮契約の相手方が仮契約締結後県議会の議決までの間に競争参加資格の要件を満たさなくなったとき又は県が茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置要件に該当すると認めたとき若しくは指名停止措置を行ったときは、県は仮契約を解除することができる。この場合、県は契約解除に伴う損害賠償の責めを一切負わない。~~</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(6) 契約の効力</td><td colspan="2">(5)において、議会の議決が「不要」とされている場合、契約日から本契約とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">~~(5)において、議会の議決が「要」とされている場合、本工事に係る工事請負契約については、地方自治法第９６条第１項第５号の規定による県議会の議決を得た日から本契約とする。~~</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(7) 建設リサイクル関連</td><td colspan="2">ア　この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であるため、設計図書等に記載された処理方法及び処分場所等を参考にしたうえで入札すること。
イ　契約に当たり、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化に要する費用を契約書に記載する必要があることから、落札者は落札決定後に発注者と協議すること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">~~特に無し~~</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(8)火災保険付保険の要否</td><td colspan="2">~~要する~~</td></tr>
<tr><td colspan="2">不要とする</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(9) 関連工事の随意契約予定</td><td colspan="2">本工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定</td></tr>
<tr><td>~~有り~~</td><td>無し</td></tr>
</table>

(10) 最低制限価格又は調査基準価格の算定に係る留意事項	無し
	~~有り~~ ~~ア~~ ~~イ~~
(11) 共通事項	入札公告（共通編）による。

１０　その他

(1) 入札公告（共通編）については、以下のアドレスに公告する。

URL：http://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kanri/kensetsu/menue/koukokukyoutsuuhen/

※：公告日に応じ、適用となる入札公告（共通編）が変わることに注意。

(2) 本公告文において、取り消し線[例：~~入札公告~~]が付された部分については、入札公告としての効力を有しないものとする。

本件責任者：氏名	連絡先
担　当　者：氏名	連絡先

（様式第１号）（その１）単体用

競争参加資格確認申請書

年　　月　　日

殿

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

年　月　日付けで公告のありました
工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。
成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

１　競争参加資格確認資料（様式第２号）

２　競争参加資格の裏付資料（入札公告において、競争参加資格確認申請に併せ提出を求めているもののみ）

（注）　この様式は、承認をうけ、紙媒体により申請書を提出する場合にのみ使用すること。

本件責任者：氏名	連絡先
担　当　者：氏名	連絡先

（様式第１号）（その２）経常建設共同企業体用又は特定建設工事共同企業体用

競争参加資格確認申請書

年　月　日

殿

名称　　（経常又は特定）建設（工事）共同企業体

代表構成員　住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

構成員　住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

年　月　日付けで公告のありました
工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。
なお、成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

１　競争参加資格確認資料（様式第２号）

２　競争参加資格の裏付資料（入札公告において、競争参加資格確認申請に併せ提出を求めているもののみ）

（注）　この様式は、承認をうけ、紙媒体により申請書を提出する場合にのみ使用すること。

（様式第２号）（１／２　面）

競争参加資格確認資料

入札希望　　工事名　：
　　工事場所：

商号又は名称

（１）対象工事に係る総合点数			点
（２）対象工事に係る年間平均完成工事高			億円
（３）同種又は類似工事施工実績	工事名		
	工事場所		
	発注者名		
	契約金額		
	工　期		
	受注形態	単体・経常ＪＶ（出資比率）・特定ＪＶ（出資比率）	
	構造形式		
	規模･寸法		
	使用機材・数量		
	その他特記事項		
（４）県工事の施工実績	工事名		契約金額
	工事場所		工期　年　月～　年　月
（５）技術者の資格・経験等	現住所	氏名	年齢
	所属会社・勤務課所		
	資格（名称・取得年・登録番号）		
	営業所の専任技術者であるか		（該当）　有・無
	経営業務の管理責任者等であるか		（該当）　有・無
	工事経歴の概要	工事名	発注者名
		工事場所	契約金額
		工期　年　月～　年　月	当時の役職
		工事内容	
（６）建設業法に基づく主たる営業所（本店）又は営業所（支店等）の所在地			
（７）更生手続き開始の申立てがなされている者又は再生手続き開始の申立てがなされている者か（茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く）			（該当）有・無
（８）対象工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がある者か			（該当）有・無
（９）対象工事に係る許可の種類			特・般
(10)			

この書類の記載責任者・連絡先
　　商　　号　　：
　　氏名（ふりがな）：
　　所　　属　　：
　　電　話　番　号　：
　　ＦＡＸ番　号　：
　　Ｅ－ｍａｉｌ　：

作成要領（単体及び経常ＪＶ用）

１　１／２面（１）～（６）には、公告において明示された競争参加資格があることを示す必要最小限の事項について記載すること。（競争参加資格要件として付されていない条件に係るものは空欄で可）

２　**入札公告に示された時期、方法により、次の⑴～⑷の書類（競争参加資格の裏付資料）を提出**すること。ただし、**競争参加資格要件として付されていない条件に係るものは除く。**

⑴ 施工実績の確認に要する書類

工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）に登録された当該工事の登録内容確認書（以下「登録内容確認書」という。）又は契約書（又はこれに準ずるもの）の写し

＊　登録内容確認書で工事概要等の判断が困難な場合には、工事概要書及び施工図面等の写しを添付すること。

＊　登録内容確認書は、竣工時のものに限る。（⑵において同じ。）

⑵ 配置予定技術者の資格・施工経験の確認に要する書類

・資格認定証明書、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了履歴の写し

・登録内容確認書

⑶ 配置予定技術者との雇用関係を証する書類（健康保険被保険者証等）

＊　健康保険被保険者証の写しはあらかじめ被保険者記号・番号の部分にマスキングを施した状態で提出すること。

⑷ 契約締結（予定）日から１年７月以内の審査基準日の経営事項審査を受審したことを証する書面（共同企業体の場合は、全ての構成員に係るもの）。

３　１／２面の（３）同種又は類似工事施工実績、（４）県工事の施工実績には、公告において明示した期間内に竣工したものを記載すること。

４　１／２面（７）以下の右欄には該当するものに○印を付すること。

５　この確認資料は、共同企業体の場合、すべての構成員について作成すること。

６　紙入札方式を承認された者を除き、この様式（１／２面）は電子ファイル(※)として提出すること。添付書類は紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）で提出することとするが、画像ファイル等に変換して提出できる場合（ファイル容量が２メガバイト以内）は、電子入札システムにより提出して差し支えない。ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、**紙媒体（書留郵便）ではなく、**電子メール（画像ファイル）による提出についても可とする。

なお、郵送（書留郵便）又は電子メールにより提出しようとする場合、次の内容を記載した目録（電子ファイル）をこの様式（１／２面）と併せて電子入札システムにより(※)提出すること（様式は任意とする。）。

⑴ 郵送等により送付する旨の表示

⑵ 郵送等により送付する書類の目録

⑶ 郵送等により送付する書類のページ数

⑷ 発送（送付）年月日

※：Word 形式でファイルを作成後、テキストファイルで提出すること。

本件責任者：氏名	連絡先
担　当　者：氏名	連絡先

（別添様式）

特例監理技術者の配置に関する届出書

年　　月　　日

殿

住　　所
商号又は名称
代表者氏名

建設業法第２６条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）及び監理技術者を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）の配置について、下記のとおり届け出ます。

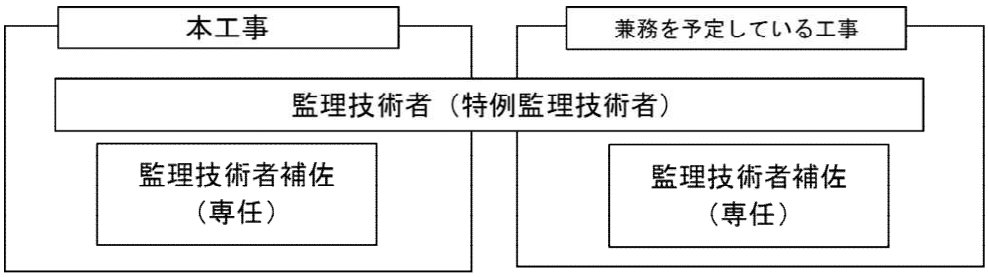

特例監理技術者		氏名	
本工事	工事名		
	監理技術者補佐	現住所　　氏名　　年齢	
		所属会社・勤務箇所	
		営業所の専任技術者であるか	（該当）　有　・　無
		経営業務の管理責任者であるか	（該当）　有　・　無
	監理技術者補佐の要件 １又は２を満たすこと	１　一級施工管理技士補であり、かつ主任技術者の要件を満たしている	
		①　一級施工管理技士補 名称（検定種目）・取得年・登録番号：	
		②　主任技術者となる資格もしくは実務経験 資格（名称・取得年・登録番号）： 実務経験：	
		２　監理技術者の資格要件を満たしている 資格名（名称・取得年・登録番号）：	
	監理技術者補佐の雇用関係	監理技術者補佐は受注者と３か月以上の雇用関係がある ・健康保険被保険者証等で確認	
	監理技術者補佐が行う業務内容		
兼務を予定している工事	発注者		
	担当部署		
	担当者及び連絡先		
	工事名		
	施工場所		
	工事内容		
	維持工事に該当	（該当）　有　・　無	
	工期		
	監理技術者補佐の氏名		

※資格者証等の写し、雇用関係が確認できる書類の写しを添付

（別添様式）

電子契約用メールアドレス確認書

電子契約を　希望する。
　　希望しない。

（※希望する方に、〇を付けてください。なお、希望する場合は、以下も記入してください。）

茨城県と立会人型電子契約サービスを利用して行う契約において、契約締結に利用するメールアドレスは、次のとおりとする。

担当者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

e-mail＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

契約締結権限者　役職＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

e-mail＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

殿

令和　　年　　月　　日

住　所

法人名

代表取締役氏名

（個人の場合は、氏名）

【重要】電子契約における留意事項

(1)発注者の承認を得て紙入札を行う場合において、電子契約を希望する場合は必ず代表取締役等契約締結権限のある方が自署してください。

(2)担当者と契約締結権限者のメールアドレスは原則異なるものを記載してください。

(3)フリーメール（無料でメールアドレス（アカウント）を取得し、ブラウザ上でメールのやり取りができるサービス）で電子契約を利用できません。なお、主なフリーメールは以下のものがあります。

代表的なサービス名	ドメイン名
Yahoo!メール	@yahoo.co.jp
Gmail	@gmail.com
Outlook.com	@outlook.jp、@outlook.com、@hotmail.co.jp、@live.jp
AOL メール	@aol.jp

本件責任者：氏名	連絡先
担　当　者：氏名	連絡先

（別添様式）

工期の始期日通知書

年　　月　　日

（発注者）　殿

住所
商号又は名称
氏名

茨城県土木部建設工事余裕期間制度実施要領第５条第５項に基づき、次のとおり工期の始期日を定めたので通知します。

工事番号及び工事名	
工事場所	
工期の始期日	
契約工期	年　　月　　日　から 年　　月　　日　まで　　日間

※契約締結までに提出すること。
※官公庁の休日（土日・祝祭日・年末年始休暇等）を、工期の始期日としないこと。
※契約書には、本通知書により通知した工期を記載するものとする。

【余裕期間設定工事（任意着手方式）の場合に、本表を添付すること。】

（別記２－２）

入　札　公　告

［単体及び経常ＪＶ対象工事用（総合評価一般競争入札（事後審査方式））］

［ゼロ債務負担行為 活用工事］

［余裕期間 設定工事］

［電子契約対象工事］

~~**［一括審査方式対象工事］**~~

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。なお、本入札は、入札公告（共通編）を用いた建設工事の一般競争入札に係る試行要領（以下「試行要領」という。）の対象であり、入札に参加するために必要な資格等については、本入札公告に定めるもののほか、試行要領第４条の規定に基づく入札公告（共通編）によるものとする。

なお、本件は**総合評価一般競争入札（事後審査方式）による工事、ゼロ債務負担行為を活用した工事、余裕期間を設定した工事、電子契約対象工事~~及び技術資料の内容が同一の一件の工事を対象に、一括して審査を実施する試行工事~~の入札**である。入札にあたっては、本公告２(4)、５（1)、５－２、７、９(3)、９(4)に留意すること。

公告日：令和５年２月２日

茨城県潮来土木事務所長　柏谷　聡

１　担当部局（問い合わせ先）

(1) 担当課・所名	茨城県潮来土木事務所	
(2) 住所	〒３１１－２４２４　　茨城県潮来市潮来１０８６－１	
(3) 担当及び連絡先	道路管理課	担当：主任　鈴木 電話：０２９９（６２）３７５６
	総務課	担当：主事　萩原 電話：０２９９（６２）３７２４ Email：itado@pref.ibaraki.lg.jp

２　対象工事の内容及び入札契約に関する主要な条件

(1) 工事番号及び工事名	０４県単道修第０４－０４－０９７－９－００２号 道路舗装修繕工事（その１３）
(2)路河川名及び工事場所	主要地方道　水戸神栖線　外 潮来市清水　外
(3) 工事概要	道路舗装修繕工事　Ｌ＝１８８ｍ 切削オーバーレイ工　Ａ＝１３４０ｍ２ 表層（ｔ＝５ｃｍ　再生改質Ⅱ密粒度Ａｓ（２０））　Ａ＝１３４０ｍ２ 基層（ｔ＝５ｃｍ　再生粗粒度Ａｓ（２０））　Ａ＝１０４０ｍ２ 区画線工　Ｌ＝６４１ｍ
(4) 工期	工期：１００日間 なお、本件は「ゼロ債務負担行為を活用する工事における余裕期間設定に係る要領」に基づき余裕期間を設定した工事であり、落札者は余裕期間（契約締結日の翌日から令和５年４月３日までの期間）の範囲で、工期の始期日任意に設定することができる（休日を除く）。ただし、低入札価格調査等により、余裕期間内に契約締結とならなかった場合には、契約締結日の翌日を工期の始期日とする。

	~~なお、本件は「茨城県土木部建設工事余裕期間制度実施要領」に基づき~~**~~余裕期間を設定した工事（発注者指定方式）~~**~~であり、~~**~~工期は　　年　月　日から　　年　月　日までの　　日間とする~~**~~。ただし、低入札価格調査等により、余裕期間内に契約締結とならなかった場合には、契約締結日の翌日を工期の始期日とする。~~ ~~なお、本件は「茨城県土木部建設工事余裕期間制度実施要領」に基づき~~**~~余裕期間を設定した工事（任意着手方式）~~**~~であり、落札者は、余裕期間（契約締結日の翌日から　　年　月　日までの期間）の範囲内で、~~**~~工期の始期日を任意に設定することができる~~**~~（休日を除く。）。ただし、低入札価格調査等により、余裕期間内に契約締結とならなかった場合には、契約締結日の翌日を工期の始期日とする。~~
(5) 建設工事の種類（業種区分）	舗装工事
(6) 予定価格	金　１７，５１２，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）
(7) 総合評価方式の適用の有無	有り 本工事は、施工実績等に加え、企業の新規雇用計画（実績）に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（特別簡易型（Ⅰ））の工事である。
	~~無し~~
(8) 最低制限価格	~~設定する~~
	設定しない
(9) 調査基準価格	設定する（特に、この場合における入札・契約の諸条件については、入札公告（共通編）等により確認しておくこと。）
	~~設定しない~~
(10) 本工事の入札における他工事落札者の参加制限及び他工事の入札における本工事落札者の参加制限	有り　本工事の入札は、同一工種の工事に係る競争入札であり、以下の順により同日に開札する。 ①０４県単道修第０４－０４－１７４－９－００２号 道路舗装修繕工事（その１０） ②０４県単道修第０４－０４－０８６－９－００２号 道路舗装修繕工事（その１１） ③０４県単道修第０４－０４－０９９－９－００２号 道路舗装修繕工事（その１２） ④０４県単道修第０４－０４－０９７－９－００２号 道路舗装修繕工事（その１３） 先行して開札された工事の落札者は、同日に実施されるその後の同一工種の工事の入札に参加できない。この場合においては、既に提出された入札書は開封せず、無効として取り扱う。
	~~無し~~
(11) その他	・　この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。 ~~・　この工事は、「ＩＣＴ活用促進工事」であり、「茨城県土木部が発注するＩＣＴ活用促進工事（舗装工（修繕工））の実施要領」第４条第１項（１）に規定する受注者希望型を適用する。~~

	~~・　この工事は、「完全週休２日制促進工事」であり、「茨城県土木部が発注する完全週休２日制促進工事の実施要領」第４条第１項（２）に規定する受注者希望型を適用する。~~ ~~・　この工事は、「茨城県土木部が発注する快適トイレ普及促進工事の実施要領」の対象工事である。~~ ~~・　この工事は、「建設現場における遠隔臨場に関する試行要領（案）」に規定する発注者指定型の試行工事である。~~
	~~特に無し~~

３　競争参加資格

この工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである（全てを満たすこと）。

(1) 入札参加資格（いずれも満たすこと）	舗装工事について、令和３・４年度建設工事入札参加資格者名簿に登載された格付けがA等級であること。
(2) 施工実績（いずれも満たすこと）	茨城県内において、国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した同種又は類似工事を元請として施工したもののうち、平成２４年４月１日から令和４年３月３１日の期間に竣工した公共工事の実績があること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が２０％以上の場合のものに限る。）。 ※　同種工事とは、アスファルト舗装１，３００ｍ２以上（車道部における１層当たり）を施工した車線規制を伴う道路工事とする。 ※　類似工事とは、同種工事以外のアスファルト舗装を施工した道路工事とする。
(3) 配置予定技術者（いずれも満たすこと）	ア　本工事への専担配置について ~~要（本工事のみの専任配置とすること。ただし、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２６条第３項ただし書又は建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）第２７条第２項に該当する場合はこの限りではない。（３(3)ケ及び５(5)参照））~~ 不要（専任を要しない他工事との兼任を認める） イ　１級土木施工管理技士又は２級土木施工管理技士（土木）の資格を有する等、舗装工事について、建設業法第２６条に規定する主任技術者になり得る者であること。 ~~ウ　建設業法第２６条第２項に基づき監理技術者として配置される場合及び建設業法第２６条第３項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）として配置される場合は、監理技術者資格者証（土木一式工事に対応するもの）を有し、監理技術者講習を修了している者であること。~~ エ　建設業許可における営業所の専任技術者について ~~アにおいて専任配置が「要」とされている場合、営業所の専任技術者である者を配置予定技術者とすることは認めない。~~ アにおいて専任配置が「不要」とされている場合、以下の条件をいずれも満たす営業所の専任技術者に限り、配置予定技術者とすることを認める。 (ア)本工事を落札した場合に契約を締結する営業所に属する営業所の専任技術者であること。 （イ）本工事箇所及び属する営業所が茨城県内にあること。 なお、営業所の専任技術者が本工事の配置予定技術者として申請された場合は、本工事における現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事できることを申請者が証したものとみなす。 オ　建設業許可における建設業法施行規則（昭和２４年建設省令第１４号）

第７条第１号に規定する常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者等（以下「経営業務の管理責任者等」という。）について

~~アにおいて専任配置が「要」とされている場合、経営業務の管理責任者等である者を配置予定技術者とすることは認めない。~~

アにおいて専任配置が「不要」とされている場合、経営業務の管理責任者等である者であっても、配置予定技術者とすることを認める。

カ　直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格確認申請のあった日以前に３月以上の雇用関係がある者であること。ただし、アにおいて「不要」とされている場合は、３月未満の雇用関係であっても認める。

キ　現在他工事に配置されている主任技術者又は監理技術者若しくは監理技術者補佐について

~~アにおいて専任配置が「要」とされている場合、工期の始期日から配置でき、かつ本工事の着手日から専任で配置できること（工期の始期日から着手日の前日までの期間については、専任での配置を要しない。）。ただし、建設業法第２６条第３項ただし書又は建設業法施行令第２７条第２項に該当する場合はこの限りではない。（３(3)ケ及び５(5)参照）~~

アにおいて専任配置が「不要」とされている場合、工期の始期日から配置できること。

ク　本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数（３名まで）の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、競争参加資格確認資料（様式第２号）は、すべての配置予定技術者について作成のうえ、提出するものとする（２(7)において総合評価方式の適用が「有り」とされている場合は、配置予定技術者評価資料（技術資料における様式第４号）についても、すべての配置予定技術者について提出するものとし、配置予定技術者の評価点については各評価項目において最も低い評価を受けたものをもって算定する。）。なお、落札者は、開札後から契約前までの間に１名を選択するものとする。

特例監理技術者の配置を予定する場合は、上記「複数（３名まで）」は、「複数（３名まで（監理技術者補佐を含まない。））」に、上記「開札後から契約までの間に１名を選択するものとする。」は、「開札後から契約までの間に１名を選択し、監理技術者補佐を別に１名専任で配置するものとする。」と読み替える。

ケ　特例監理技術者の配置について

本工事は、特例監理技術者の配置は認めない。

~~本工事は、特例監理技術者の配置を認める工事である。特例監理技術者の配置を行う場合は以下の(1)～(9)【維持工事の場合は(1)～(10)】の要件を全て満たさなければならない。~~

~~(1)　監理技術者補佐を専任で配置すること。~~

~~(2)　監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者（建設業法第７条第２号イ、ロ又はハに該当する者）のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格、学歴若しくは実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。~~

~~なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られること。~~

~~(3)　監理技術者補佐が一級施工管理技士補の場合、当該一級施工管理技士補に係る技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。~~

	~~(4)　監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格確認申請のあった日以前に、３月以上の雇用関係があるものであること。~~ ~~(5)　同一の特例監理技術者が兼務できる工事数は、本工事を含め２件までであること。~~ ~~(6)　特例監理技術者が兼務する工事は、茨城県内の工事であること。~~ ~~(7)特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち合い等の職務を適正に遂行すること。~~ ~~(8)特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。~~ ~~(9)監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。~~ ~~(10)特例監理技術者が兼務できる工事は維持工事※以外の工事でなければならないこと。~~ ~~（※「維持工事」とは24時間体制での応急処理工又は緊急巡回が必要な工事その他通年での社会機能の維持に不可欠な工事。）~~
(4) 営業所の所在地	潮来土木事務所管内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）があること。
(5) 建設業許可	舗装工事について、~~特定建設業の~~許可を受けていること。
(6) 経営事項審査	舗装工事について、契約締結日において、契約締結日から１年７月以内の審査基準日の経営事項審査（建設業法第２７条の２３第１項に定めるものをいう。）を受けている者であること。
(7) 対象工事の設計業務等の受託者との関係（いずれも満たすこと）	~~ア　対象工事の設計業務等の受託者（以下「受託者」という。）でないこと。~~ ~~イ　受託者と資本又は人事面において関連がある者（※）でないこと。~~ ~~※　詳細については、入札公告（共通編）による。~~ 設計業務等の受託者
(8) 共通事項	入札公告（共通編）による。

4　設計図書の閲覧方法

(1) 設計図書の閲覧	設計図書は、インターネット上に公開するので、次のアドレスからダウンロードすること（入札情報サービス）。 URL：http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/ppi.html ※１の担当部局及び公共事業情報センターにおける閲覧は実施しない。
(2)設計図書に関する質疑	ア　設計図書に対する質問がある場合は、簡易な内容確認を除き電子入札システムにより行うこと。なお、回答及び閲覧についても、電子入札システムにより行う。 （電子入札ｼｽﾃﾑURL：http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/nyusatsu.html） ・　質疑受付期間 令和５年２月３日～令和５年２月１３日（休日を除く。） いずれも９時から１６時まで ・　提出先　：担当部局 ・　回答閲覧期間 令和５年２月３日～令和５年２月２７日（休日を除く。） いずれも９時から１６時まで イ　アによりがたい場合は、ファクシミリにより書面を提出すること。ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、電子メールによる提出についても可とする。回答は、書面又は電子メールにより行い、潮来土木事務所に於いて閲覧に供する。

	・　質疑受付期間 令和５年２月３日～令和５年２月１３日（休日を除く。） ・　書面の提出先　：　担当部局に同じ。 ＦＡＸ番号　０２９９－６３－０４７５ ・　回答閲覧期間 令和５年２月３日～令和５年２月２７日（休日を除く。） いずれも９時から１６時まで（正午から１３時までを除く。）
(3) 現場説明会	実施しない。

5　競争参加資格確認申請

この工事の入札参加を希望する者は、あらかじめ競争参加資格確認申請書等を次により提出しなければならない。

(1) 申請方法	「競争参加資格確認資料」（様式第２号）及び「自己採点表兼評価点算定資料一覧表」（技術資料・様式第１号~~・別記様式第０号~~）については、電子入札システム（※）により申請すること。 なお、特例監理技術者の配置を予定する場合は、「特例監理技術者の配置に関する届出書（別添様式）をあわせて電子入札システム（※）により申請すること。この場合、様式第２号の（５）には特例監理技術者となる者を記載すること。 また、電子契約用メールアドレス確認書（別添様式）に、電子契約の希望の有無及び電子契約用のメールアドレス等を記載すること。 ※画像ファイル（．ｔｉｆ）等で提出すること。 それ以外の資料等については、紙媒体（書留郵便）により申請を行うこととするが、画像ファイル等に変換して提出できる場合（ファイル容量が２メガバイト以内）は、電子入札システムにより提出して差し支えない。 ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、紙媒体（書留郵便）ではなく、電子メール（画像ファイル）による提出についても可とする。 （電子入札ｼｽﾃﾑURL：http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/nyusatsu.html）
(2) 申請期間	ア　受付開始：令和５年２月１４日（火）　９時００分 イ　締切　　：令和５年２月１６日（木）１７時００分（必着） ※休日は申請を受け付けない。
(3) 申請時の提出書類	ア　添付の様式「競争参加資格確認資料」（様式第２号） （承認を受けたうえ紙申請とする場合は、様式第１号についても作成のうえ、併せて申請（提出）すること。） イ　５－２(1)に示す技術資料（総合評価方式関連） ウ　競争参加資格確認資料（様式第２号）２／２面　作成要領２(1)～(3)の資料 エ　必要に応じ、(4)に係る申請書（主任（監理）技術者重複申請書）、(5)に係る届出書（主任技術者の兼務届） オ　特例監理技術者の配置に関する届出書（別添様式） 特例監理技術者の配置を予定する場合のみ カ　電子契約用メールアドレス確認書（別添様式）
(4) 配置予定技術者の重複申請	同一の配置予定技術者により、本工事を含めた複数の工事において参加申請しようとする場合には、以下により申請すること。ただし、２(10)において、本工事の落札者が入札に参加できないとされている場合又は別の工事の落札者が本工事の入札に参加できないとされている場合、それら工事に対し、本工事と同一の配置予定技術者により申請しようとするときは、この手続きを要しない。

	ア　この工事の配置予定技術者が、他の工事の配置予定技術者と重複する場合には、主任（監理）技術者重複申請書を提出すること（(3)と併せて、申請（提出）すること）。 イ　他の工事を落札したことにより、申請した配置予定技術者を本工事に配置できなくなった場合には、「競争参加資格確認申請書・入札参加申込書取下げ書」を開札日時までに提出すること（紙媒体（※）により提出すること）。 ウ　イの提出が入札書の提出後となった場合においては、当該入札は競争参加資格のない者が行ったものとし、無効として取り扱う。 ※　郵送による場合には書留郵便によること。なお、緊急やむを得ないと認められる場合には、担当部局に電話による連絡をし、取下げ書をファクシミリにより提出した上で、速やかに書面を郵送すること。ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、**書留郵便ではなく、**電子メール（画像ファイル）による提出についても可とする。
(5)専任を要する工事における配置予定技術者の兼務の届出書	３(3)において建設業法施行令第２７条第２項に該当する場合とは、下記のすべてに該当する場合とし、兼務を認める。 (1)兼務する工事のうち、いずれかが災害復旧工事であり、かつ工事現場が同一市町村内（潮来市）であること。 (2)兼務するいずれの工事においても監理技術者ではないこと。 (3)建設業法に規定する経営業務の管理責任者等及び営業所の専任技術者でないこと。 (4)本工事、兼務する工事及び他の工事の現場代理人でないこと。 他の工事に配置されている技術者を本工事の配置予定技術者として申請する場合には、上記基準を満たしていることを確認のうえ、「主任技術者の兼務届」を提出すること((3)と併せて、紙媒体等により申請(提出)すること)。 なお、配置予定技術者の重複申請を実施している場合において、他の工事を落札したことにより、兼務が必要となった場合には、開札日時までに「主任技術者の兼務届」を提出すること。
(6) 共通事項	入札公告（共通編）による。

５－２　総合評価方式に係る技術資料

５の競争参加資格確認申請に併せ、土木部総合評価方式試行要領に基づき、当該工事に関する施工能力等の審査及び価格以外の評価を行うために必要な資料（以下「技術資料」という。）の提出を求める。

(1)提出を求める技術資料	ア　自己採点表兼評価点算定資料一覧表（様式第１号） イ　工事成績評定評価対象工事資料（様式第２号） ウ　施工実績評価資料（様式第３号） ~~エ　配置予定技術者評価資料（様式第４号）~~ オ　災害協定に基づく地域貢献実績評価資料（様式第６号） カ　地域活動（ボランティア）実績評価資料（様式第７号） ~~キ　企業の新規雇用実績（様式第１４号）~~ ク　若手又は女性技術者の配置（様式第１５号） ケ　登録基幹技能者の配置（様式第１６－１号） ~~コ　災害時の基礎的事業継続力認定資料（様式第１７号）~~ ~~サ　ICT施工技術の活用計画書（様式第１８号）~~ シ　週休２日制工事の施工実績（様式第１９号） ス　防疫協定に基づく防疫業務実績評価資料（様式第２０号） ~~セ　技術資料の一括提出申請書（別記様式第０号）~~

	~~なお、２（10）の複数工事に参加をする場合、上記ア～スの資料は、参加を希望する工事のうち、順番の早い工事にのみ添付すること。~~
(2) 提出方法	５(1)に同じ。（５の書類と併せて提出すること。）
(3) 提出期間	５(2)に同じ。
(4) 提出した技術資料の変更の可否	提出された技術資料の変更は認めない。
(5)技術資料の評価方法等	ア　評価点の算定基準は、添付の「評価項目及び評価基準」による。 イ　評価については、提出された自己採点表と入札結果をもとに、入札参加者全員の仮の評価値を算出し、１位となった入札参加者（落札候補者）のみ、自己採点表と技術資料を審査することにより、落札者を決定する。 ウ　自己評点の根拠が、技術資料及び添付資料から確認できない場合は、その評価項目の評価点は０点とする。 エ　自己評点の根拠が、技術資料及び添付資料から確認できる場合であっても、自己評点が本来得られる点より高い場合は、その評価項目の評価点は本来の評価点とする。 オ　自己評点の根拠が、技術資料及び添付資料から確認できる場合であっても、自己評点が本来得られる点より低い場合は、その評価項目の評価点は自己評点どおりとする。 カ　その他の評価方法及び落札者の決定基準については、入札公告（共通編）による。
(6) 競争参加資格に関する事項	技術資料の審査結果によっては、競争参加資格を認めないことがある。

6　入札手続等

(1) 入札方法	原則、電子入札システムにより入札すること。 （電子入札ｼｽﾃﾑURL：http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/nyusatsu.html）
(2) 入札期間	ア　受付開始：令和５年２月２２日（水）　９時００分 イ　締切　　：令和５年２月２７日（月）１７時００分（必着） ※休日は入札を受け付けない。
(3) 入札金額	ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。 イ　入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。また、入札金額の入力ミス等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札価格の無効の訴えを提起できないものとする。
(4) 入札時の添付書類	入札の際に、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める（入札書の提出と併せて、電子入札システム(※)により提出すること）。 ※Excel形式を使用するものとし、「提出用ファイル作成ツール」を使用し、テキストファイル（．ｔｉｆ）に変換して提出する。
(5) 競争入札執行（開札）の日時（予定）	令和５年２月２８日（火）１０時３０分から なお、上記日時の開札で決定されるのは落札候補者のみであり、落札決定（技術資料を審査・評価をして落札者を決定）は、令和５年３月７日（火）９時から１７時を予定している。 ※　開札後、落札決定前までに他の工事を落札したことにより、申請した配置予定技術者を本工事に配置できなくなった場合には、入札は無効と

	なるため、申請にあたっては配置予定技術者に十分留意すること。
(6) 入札参加者の立会	電子入札のため、入札参加者の立会いは要しない。ただし、入札参加者が立会いを希望する場合は、立ち会うことができる。
(7) 入札参加者が1者のみの場合	入札の執行を取り止める。
	~~有効な入札として取り扱う。~~
(8) 共通事項（落札者の決定方法等）	入札公告（共通編）による。

7　開札後に**調査基準価格を下回る額で入札した参加者**が提出する資料

(1) 提出書類	ア　開札の結果、調査基準価格を下回る額で入札した参加者については、担当部局から「低入札価格調査制度実施運営要領」第６条第１項に掲げる①から⑮の各調査表の提出を求める（ただし、⑬～⑮の資料の提出は任意とする。）ので、所定の期日までに担当部局まで提出すること。 イ　アの場合において、一部でも各調査表を提出しなかった者は失格とする。 ウ　アの提出方法については、原則郵送（書留に限る。）により送付すること。 エ　担当部局の了解を得た場合に限り、ウによらず、持参又は電子メールによる調査票の提出も可とする。
(2) 留意事項	(1)の書類に基づき、事情聴取を行う際には、別途担当部局から連絡するので、調査に協力すること。 なお、期日までに調査表の提出がない場合や、事情聴取に応じない場合等、不誠実な行為については、失格としたうえ、指名停止等の措置を行います。

8　技術資料の審査及び評価完了後に落札候補者となったものが提出する資料

(1) 提出書類	速やかに、下記の資料をファクシミリ等で発注機関に提出すること。 ・　契約締結（予定）日から１年７月以内の審査基準日の経営事項審査を受審したことを証する書面（共同企業体の場合は、全ての構成員に係るもの）
(2) 留意事項	(1)の書類を提出しない者のした入札は無効とする。 (1)の書類を参加申請時等に画像ファイル等に変換して提出できる場合（ファイル容量が２メガバイト以内）は、事前に電子入札システムにより提出して差し支えない。

9　その他、入札契約に関する諸条件

(1) 入札保証金	免除する。
(2) 契約保証金	納付を要する。ただし、利付国債、利付茨城県債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に変えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
(3) 前払金、中間前払金、部分払い	詳細については、入札公告（共通編）による。 なお、本件は「債務負担行為」による工事であるが、契約初年度の支払限度額が設定されていない工事である。このため、**契約初年度は、前払金、中間前払金及び部分払金の支払請求ができないこと**に留意すること。
(4) 契約書	建設工事請負契約書（茨城県建設工事執行規則（昭和４３年茨城県規則第６９号）様式第２号）により、契約書を作成するものとする。

<table>
<tr><td></td><td colspan="2">なお、落札者は、契約締結までに、<u>工期の始期日を決定し、契約締結までに発注者に別添様式により通知</u>すること（低入札価格調査等により余裕期間内に契約締結ができない場合は不要とする。）。

ただし、電子契約を希望する場合は以下によるものとする。
(1) 契約書等の様式を、以下のアドレスからダウンロードして作成し、契約書の案、契約保証金の納付を証する書類の写し又は契約保証金に代わる担保の写し（保証事業会社の保証証書等）及び課税事業者届出書（又は免税事業者届出書）を、落札の通知を受けた日から５日以内（土日及び休日を含まない。）に潮来土木事務所総務課へ電子メールで送付すること。
なお、回線の不具合等により手続を完了できない場合は、速やかに（契約）課まで申し出ること。
(2) 契約締結決議終了後、潮来土木事務所総務課からの連絡があるので、落札者（契約の相手方）は電子契約サービスにより契約締結を行うこと。
なお、電子契約サービスの使用方法については、以下のアドレスから手順書を確認すること。
建設業担当ホームページメニューURL：
https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kanri/kensetsu/kennsetugyoutanntouho-mupe-jimenu.html</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(5) 議会の議決</td><td colspan="2">不要</td></tr>
<tr><td>~~要~~</td><td>~~この公告に係る契約は、地方自治法（昭和２２年法律第６７条）第９６条第１項に規定する議会の議決を要する。~~
~~なお、この場合においては、落札者となった者は本県と仮契約を締結することとし、仮契約の相手方が仮契約締結後県議会の議決までの間に競争参加資格の要件を満たさなくなったとき又は県が茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置要件に該当すると認めたとき若しくは指名停止措置を行ったときは、県は仮契約を解除することができる。この場合、県は契約解除に伴う損害賠償の責めを一切負わない。~~</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(6) 契約の効力</td><td colspan="2">(5)において、議会の議決が「不要」とされている場合、契約日から本契約とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">~~(5)において、議会の議決が「要」とされている場合、本工事に係る工事請負契約については、地方自治法第９６条第１項第５号の規定による県議会の議決を得た日から本契約とする。~~</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(7) 建設リサイクル関連</td><td colspan="2">ア　この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であるため、設計図書等に記載された処理方法及び処分場所等を参考にしたうえで入札すること。
イ　契約に当たり、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化に要する費用を契約書に記載する必要があることから、落札者は落札決定後に発注者と協議すること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">~~特に無し~~</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(8)火災保険付保険の要否</td><td colspan="2">~~要する~~</td></tr>
<tr><td colspan="2">不要とする</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(9) 関連工事の随意契約予定</td><td colspan="2">本工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定</td></tr>
<tr><td>~~有り~~</td><td>無し</td></tr>
</table>

(10) 最低制限価格又は調査基準価格の算定に係る留意事項	無し
	~~有り~~ ~~ア~~ ~~イ~~
(11) 共通事項	入札公告（共通編）による。

１０　その他

(1) 入札公告（共通編）については、以下のアドレスに公告する。

URL：http://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kanri/kensetsu/menue/koukokukyoutsuuhen/

※：公告日に応じ、適用となる入札公告（共通編）が変わることに注意。

(2) 本公告文において、取り消し線[例：~~入札公告~~]が付された部分については、入札公告としての効力を有しないものとする。

本件責任者：氏名	連絡先
担　当　者：氏名	連絡先

（様式第１号）（その１）単体用

競争参加資格確認申請書

年　　月　　日

殿

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

年　月　日付けで公告のありました
工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。
成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

１　競争参加資格確認資料（様式第２号）

２　競争参加資格の裏付資料（入札公告において、競争参加資格確認申請に併せ提出を求めているもののみ）

（注）　この様式は、承認をうけ、紙媒体により申請書を提出する場合にのみ使用すること。

本件責任者：氏名	連絡先
担　当　者：氏名	連絡先

（様式第１号）（その２）経常建設共同企業体用又は特定建設工事共同企業体用

競争参加資格確認申請書

年　月　日

殿

名称　　（経常又は特定）建設（工事）共同企業体

代表構成員　住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

構成員　住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

年　月　日付けで公告のありました
工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。
なお、成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

１　競争参加資格確認資料（様式第２号）

２　競争参加資格の裏付資料（入札公告において、競争参加資格確認申請に併せ提出を求めているもののみ）

（注）　この様式は、承認をうけ、紙媒体により申請書を提出する場合にのみ使用すること。

（様式第２号）（１／２　面）

競争参加資格確認資料

入札希望　　工事名　：
　　工事場所：

商号又は名称

（１）対象工事に係る総合点数			点
（２）対象工事に係る年間平均完成工事高			億円
（３）同種又は類似工事施工実績	工事名		
	工事場所		
	発注者名		
	契約金額		
	工　期		
	受注形態	単体・経常ＪＶ（出資比率）・特定ＪＶ（出資比率）	
	構造形式		
	規模･寸法		
	使用機材・数量		
	その他特記事項		
（４）県工事の施工実績	工事名		契約金額
	工事場所		工期　年　月～　年　月
（５）技術者の資格・経験等	現住所	氏名	年齢
	所属会社・勤務課所		
	資格（名称・取得年・登録番号）		
	営業所の専任技術者であるか		（該当）　有・無
	経営業務の管理責任者等であるか		（該当）　有・無
	工事経歴の概要	工事名	発注者名
		工事場所	契約金額
		工期　年　月～　年　月	当時の役職
		工事内容	
（６）建設業法に基づく主たる営業所（本店）又は営業所（支店等）の所在地			
（７）更生手続き開始の申立てがなされている者又は再生手続き開始の申立てがなされている者か（茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く）			（該当）有・無
（８）対象工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がある者か			（該当）有・無
（９）対象工事に係る許可の種類			特・般
(10)			

この書類の記載責任者・連絡先
　　商　　号　　：
　　氏名（ふりがな）：
　　所　　属　　：
　　電　話　番　号　：
　　ＦＡＸ番　号　：
　　Ｅ－ｍａｉｌ　：

作成要領（単体及び経常ＪＶ用）

１　１／２面（１）～（６）には、公告において明示された競争参加資格があることを示す必要最小限の事項について記載すること。（競争参加資格要件として付されていない条件に係るものは空欄で可）

２　**入札公告に示された時期、方法により、次の⑴～⑷の書類（競争参加資格の裏付資料）を提出**すること。ただし、**競争参加資格要件として付されていない条件に係るものは除く。**

⑴ 施工実績の確認に要する書類

工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）に登録された当該工事の登録内容確認書（以下「登録内容確認書」という。）又は契約書（又はこれに準ずるもの）の写し

＊　登録内容確認書で工事概要等の判断が困難な場合には、工事概要書及び施工図面等の写しを添付すること。

＊　登録内容確認書は、竣工時のものに限る。（⑵において同じ。）

⑵ 配置予定技術者の資格・施工経験の確認に要する書類

・資格認定証明書、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了履歴の写し

・登録内容確認書

⑶ 配置予定技術者との雇用関係を証する書類（健康保険被保険者証等）

＊　健康保険被保険者証の写しはあらかじめ被保険者記号・番号の部分にマスキングを施した状態で提出すること。

⑷ 契約締結（予定）日から１年７月以内の審査基準日の経営事項審査を受審したことを証する書面（共同企業体の場合は、全ての構成員に係るもの）。

３　１／２面の（３）同種又は類似工事施工実績、（４）県工事の施工実績には、公告において明示した期間内に竣工したものを記載すること。

４　１／２面（７）以下の右欄には該当するものに○印を付すること。

５　この確認資料は、共同企業体の場合、すべての構成員について作成すること。

６　紙入札方式を承認された者を除き、この様式（１／２面）は電子ファイル(※)として提出すること。添付書類は紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）で提出することとするが、画像ファイル等に変換して提出できる場合（ファイル容量が２メガバイト以内）は、電子入札システムにより提出して差し支えない。ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、**紙媒体（書留郵便）ではなく、**電子メール（画像ファイル）による提出についても可とする。

なお、郵送（書留郵便）又は電子メールにより提出しようとする場合、次の内容を記載した目録（電子ファイル）をこの様式（１／２面）と併せて電子入札システムにより(※)提出すること（様式は任意とする。）。

⑴ 郵送等により送付する旨の表示

⑵ 郵送等により送付する書類の目録

⑶ 郵送等により送付する書類のページ数

⑷ 発送（送付）年月日

※：Word 形式でファイルを作成後、テキストファイルで提出すること。

本件責任者：氏名	連絡先
担　当　者：氏名	連絡先

（別添様式）

特例監理技術者の配置に関する届出書

年　　月　　日

殿

住　　所
商号又は名称
代表者氏名

建設業法第２６条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）及び監理技術者を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）の配置について、下記のとおり届け出ます。

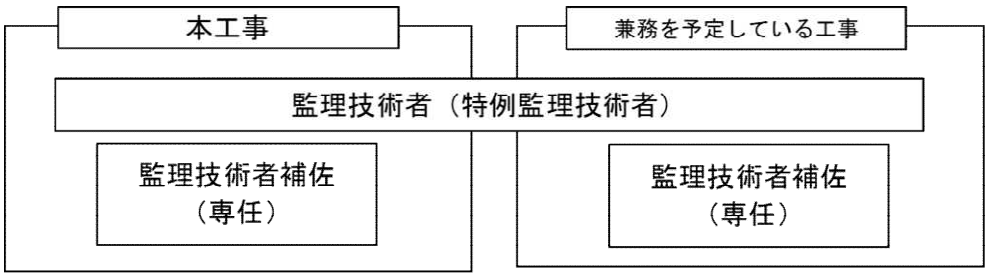

特例監理技術者		氏名	
本工事	工事名		
	監理技術者補佐	現住所　　氏名　　年齢	
		所属会社・勤務箇所	
		営業所の専任技術者であるか	（該当）　有　・　無
		経営業務の管理責任者であるか	（該当）　有　・　無
	監理技術者補佐の要件 １又は２を満たすこと	１　一級施工管理技士補であり、かつ主任技術者の要件を満たしている	
		①　一級施工管理技士補 名称（検定種目）・取得年・登録番号：	
		②　主任技術者となる資格もしくは実務経験 資格（名称・取得年・登録番号）： 実務経験：	
		２　監理技術者の資格要件を満たしている 資格名（名称・取得年・登録番号）：	
	監理技術者補佐の雇用関係	監理技術者補佐は受注者と３か月以上の雇用関係がある ・健康保険被保険者証等で確認	
	監理技術者補佐が行う業務内容		
兼務を予定している工事	発注者		
	担当部署		
	担当者及び連絡先		
	工事名		
	施工場所		
	工事内容		
	維持工事に該当	（該当）　有　・　無	
	工期		
	監理技術者補佐の氏名		

※資格者証等の写し、雇用関係が確認できる書類の写しを添付

（別添様式）

電子契約用メールアドレス確認書

電子契約を　希望する。
　　希望しない。

（※希望する方に、〇を付けてください。なお、希望する場合は、以下も記入してください。）

茨城県と立会人型電子契約サービスを利用して行う契約において、契約締結に利用するメールアドレスは、次のとおりとする。

担当者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

e-mail＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

契約締結権限者　役職＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

e-mail＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

殿

令和　　年　　月　　日

住　所

法人名

代表取締役氏名

（個人の場合は、氏名）

【重要】電子契約における留意事項

(1)発注者の承認を得て紙入札を行う場合において、電子契約を希望する場合は必ず代表取締役等契約締結権限のある方が自署してください。

(2)担当者と契約締結権限者のメールアドレスは原則異なるものを記載してください。

(3)フリーメール（無料でメールアドレス（アカウント）を取得し、ブラウザ上でメールのやり取りができるサービス）で電子契約を利用できません。なお、主なフリーメールは以下のものがあります。

代表的なサービス名	ドメイン名
Yahoo!メール	@yahoo.co.jp
Gmail	@gmail.com
Outlook.com	@outlook.jp、@outlook.com、@hotmail.co.jp、@live.jp
AOL メール	@aol.jp

本件責任者：氏名	連絡先
担　当　者：氏名	連絡先

（別添様式）

工期の始期日通知書

年　　月　　日

（発注者）　殿

住所
商号又は名称
氏名

茨城県土木部建設工事余裕期間制度実施要領第５条第５項に基づき、次のとおり工期の始期日を定めたので通知します。

工事番号及び工事名	
工事場所	
工期の始期日	
契約工期	年　　月　　日　から 年　　月　　日　まで　　日間

※契約締結までに提出すること。
※官公庁の休日（土日・祝祭日・年末年始休暇等）を、工期の始期日としないこと。
※契約書には、本通知書により通知した工期を記載するものとする。

【余裕期間設定工事（任意着手方式）の場合に、本表を添付すること。】